



# I 総論

## 第1章 計画の策定に当たって

---

### 1 計画策定の趣旨

すべての子ども・若者が、自ら挑戦と試行錯誤を繰り返し、経験を積み重ねていく中で、自立心や自己肯定感を育み、自己を確立しながら成長し、夢と希望を持って将来を切り拓いていけるようになることは、誰もの願いです。

近年、子ども・若者を取り巻く環境は、少子化や家族の少人数化、家族形態の多様化、インターネット等の情報化の進展等により、大きく様変わりしています。

また、一人ひとりの子ども・若者が抱えている困難な状況も多様であり、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、児童虐待等の様々な問題が相互に影響し合い、非常に複雑な状況となっていること等も指摘されています。

さらに、昨今の子どもの貧困などの新しい課題や、18歳選挙権の導入に伴う社会参画意識の高揚などの新しい取組等への対応も求められています。

このような中では、子ども・若者の置かれている環境や抱えている困難な状況に応じた、きめ細やかで切れ目のない支援が必要です。また、地域社会全体で子ども・若者を温かく包み込み、寄り添いながら、社会との繋がりが途切れることのないような支援も必要と考えています。

今後の子ども・若者施策の推進に当たり、これまでの「第1期 群馬県子ども・若者計画」（計画期間：平成25～29年度）での取組をさらに充実発展させていくとともに、現状の社会環境の動向を踏まえながら、すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる力を活かしながら社会的自立ができるよう、総合的な育成支援施策を推進するために、「第2期 群馬県子ども・若者計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

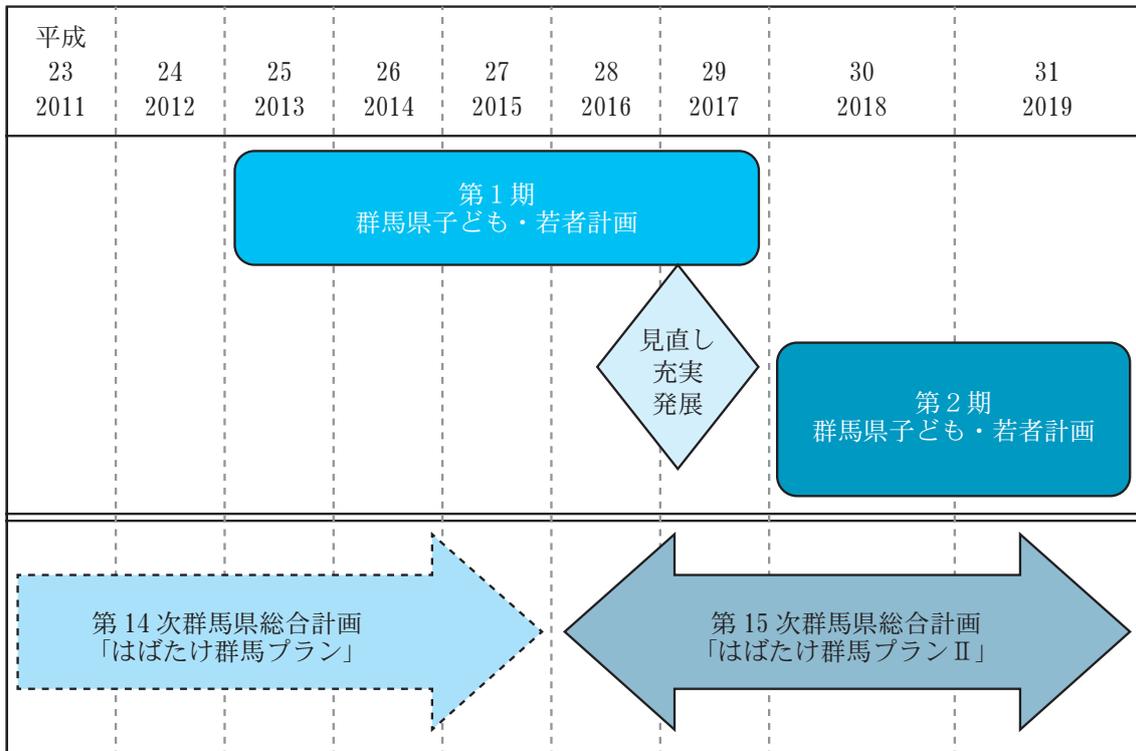
本計画は、群馬県青少年健全育成条例第9条第2項に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」であるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置付けられるものです。

また、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」の子ども分野及び福祉分野の個別基本計画としても位置付けられています。

### 3 計画の期間

平成30（2018）年度から31（2019）年度までの2年間とします。

なお、計画の期間については、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」（平成28～31年度）との整合性を図るため、本計画の終期を平成31年度に設定しています。



#### 4 計画の対象範囲

乳幼児期から青年期まで（概ね30歳未満）の子ども・若者を対象とします。

〔施策によっては、ポスト青年期（概ね40歳未満）までを対象〕

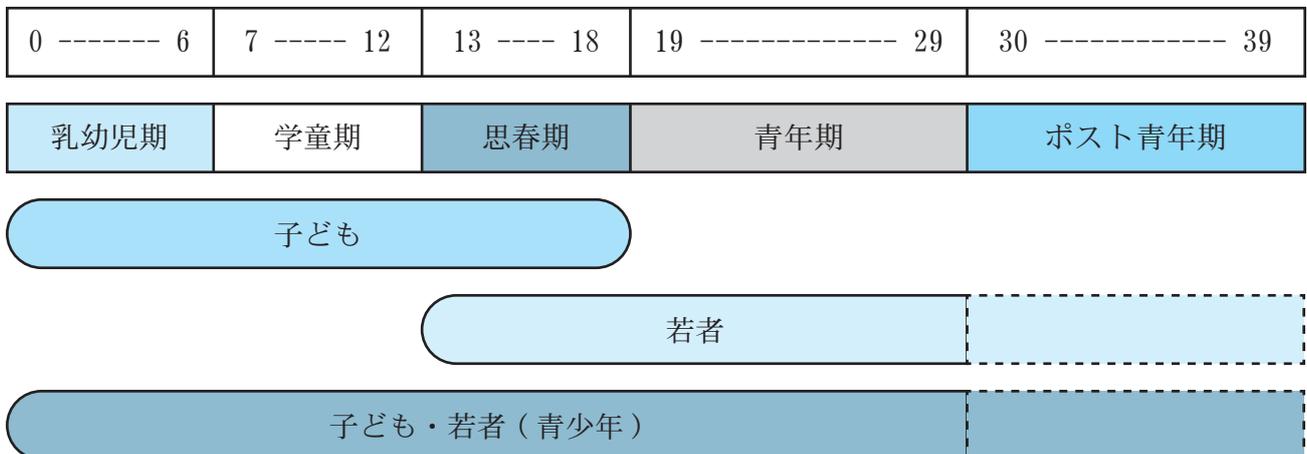
##### ○用語について

- ・「子ども」 …乳幼児期、学童期及び思春期の者
- ・「若者」 …思春期及び青年期の者  
                   施策によっては、概ね40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。
- ・「青少年」 …乳幼児期から青年期までの者  
                   ※ 乳幼児期からポスト青年期まで広く支援対象とするということを明確にするため、本計画では「青少年」に代えて「子ども・若者」を用います。

- ・「乳幼児期」…義務教育年齢に達するまでの者
- ・「学童期」 …小学生の者
- ・「思春期」 …中学生から概ね18歳までの者
- ・「青年期」 …概ね18歳から概ね30歳未満までの者
- ・「ポスト青年期」…青年期を過ぎ、大学等において、社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

※ ただし、法令・条例等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合は、その用語を使用します。

（年齢）



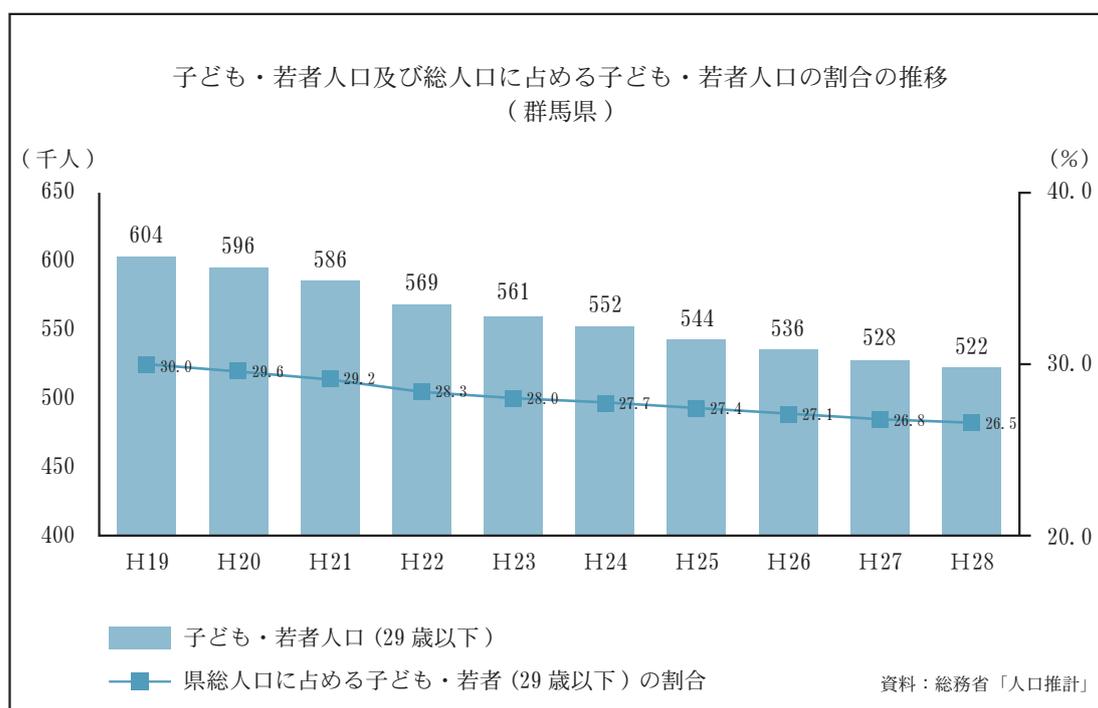
## 第2章 子ども・若者を取り巻く現状と課題

### 第1節 現状

#### 1 子ども・若者の人口の推移

本県の人口は、平成16年の203万人をピークに減少がはじまり、平成28年には197万人を下回りました。今後も、人口は減少傾向にあります。

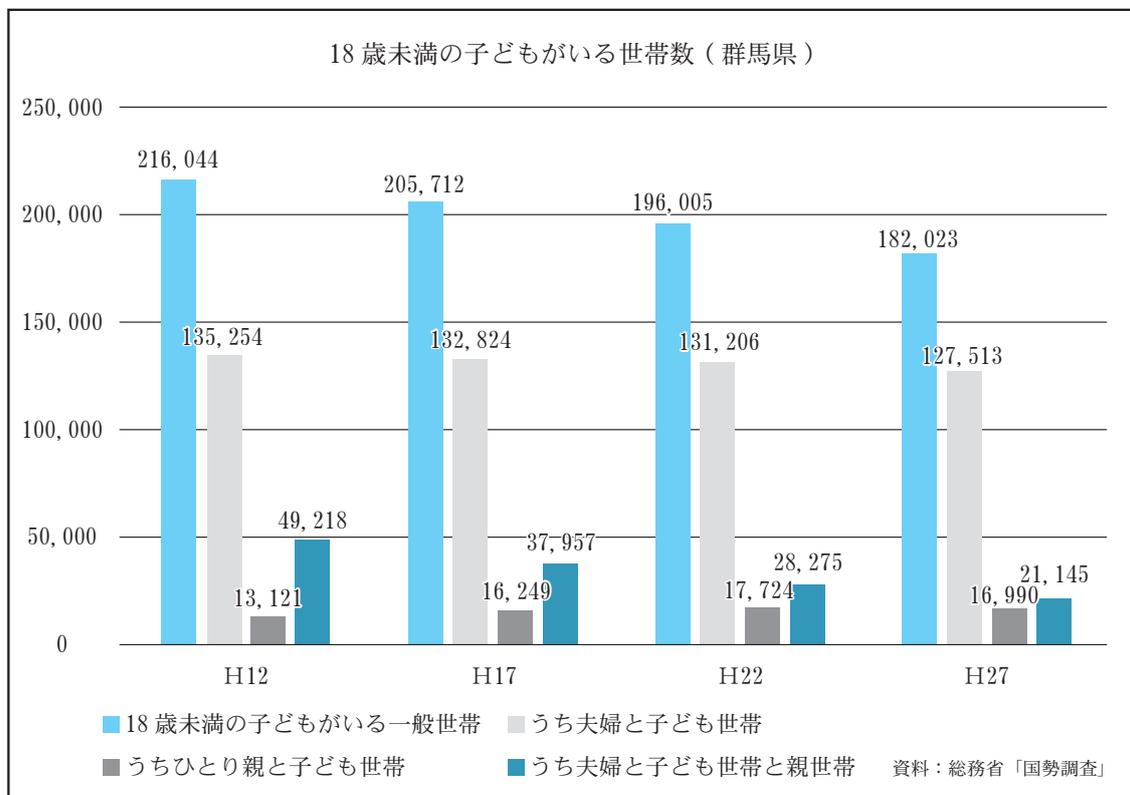
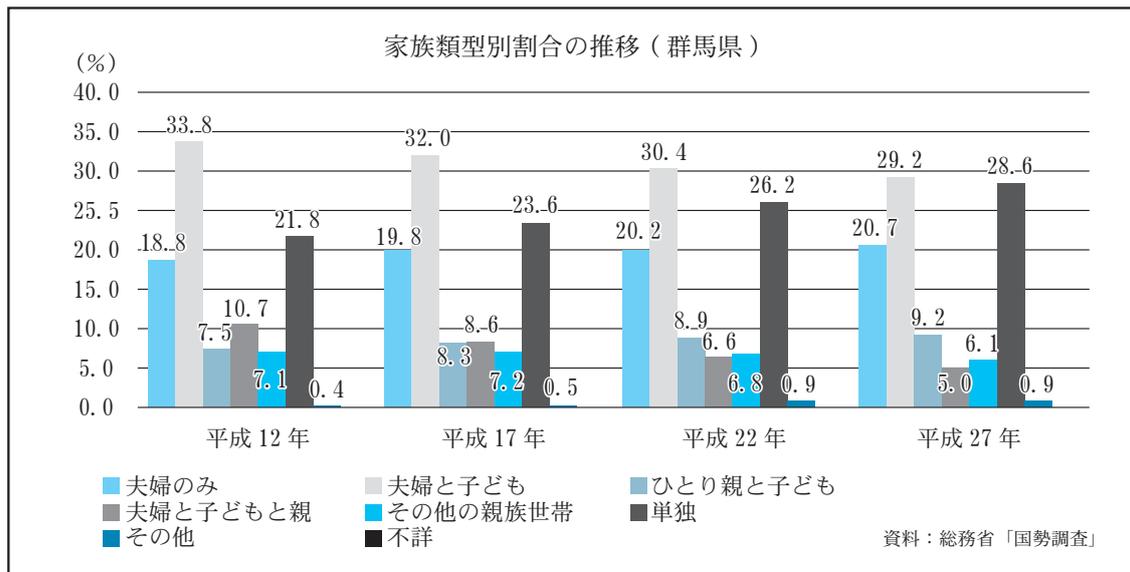
また、子ども・若者人口及び総人口に占める子ども・若者人口の割合も年々減少し、ここ10年間で約82,000人も子ども・若者人口の減少となり、その割合は30.0%から26.5%に低下しました。これは出生数の低下等に起因しますが、大学への進学や就職等による子ども・若者の県外流出も要因の一つとなっています。



## 2 世帯の変化

本県の世帯数は平成12年の国勢調査では695,092世帯でしたが、平成27年では773,952世帯となり、78,860世帯（11.3%）増加しています。人口が減少しているにもかかわらず、世帯数が増えている背景には、単独世帯の増加をはじめとした家族の少人数化があります。

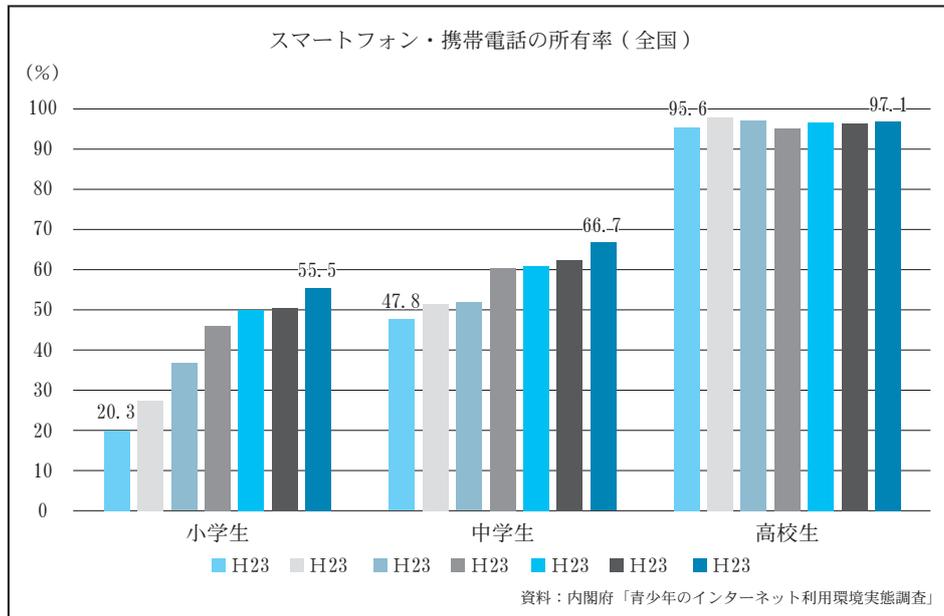
また、家族類型別に見ると、「18歳未満の子どもがいる世帯」は減少していますが、「ひとり親と子ども」は増加傾向にあり、「夫婦と子どもからなる世帯」と「夫婦と子どもと親からなる世帯」は減少しています。子ども・若者が置かれている家族形態の多様化が進んでいると考えられます。



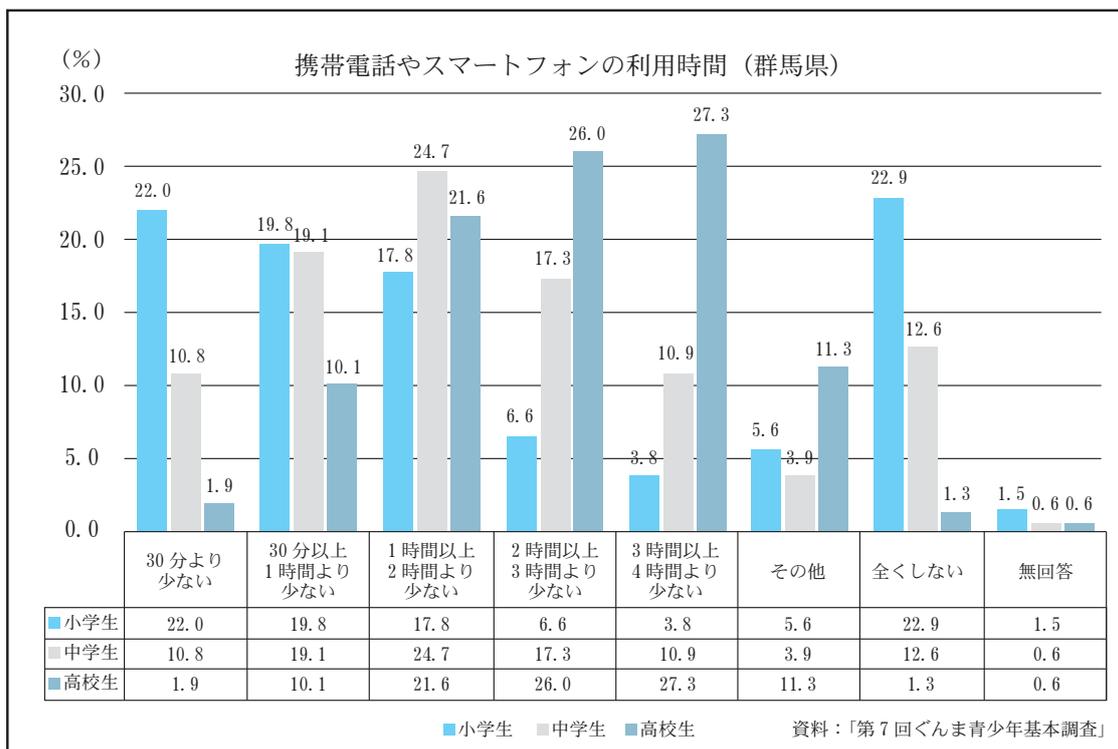
### 3 情報通信環境の変化

インターネットをはじめとした情報通信技術の飛躍的な進展により、経済、社会、生活のあらゆる面で大きな変化があり、その場に居ながらにして世界中の様々な情報を入手し、あるいは発信できる便利な社会となりましたが、一方で、有害情報の拡散やSNSなどのコミュニティサイトに起因する事犯が増加する等、負の影響ももたらしています。

こうした状況の中、スマートフォンや携帯電話の所持率は中・高生だけでなく、小学生においても大きく伸びています。



また、小学生、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて、スマートフォン等の使用時間も長くなっています。こうしたことから、発達段階に応じた情報活用能力の向上やインターネットリテラシー（インターネットを正しく使いこなす知識や能力）の育成とともに、子ども・若者を有害情報から守るためには、大人の意識の向上が求められています。

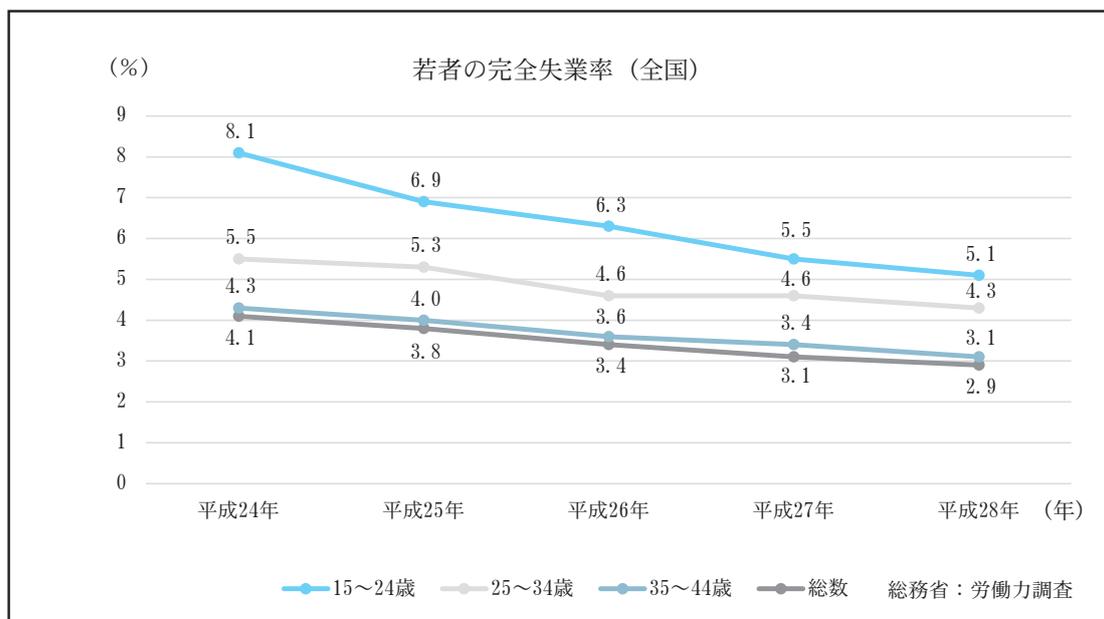


#### 4 雇用環境の変化

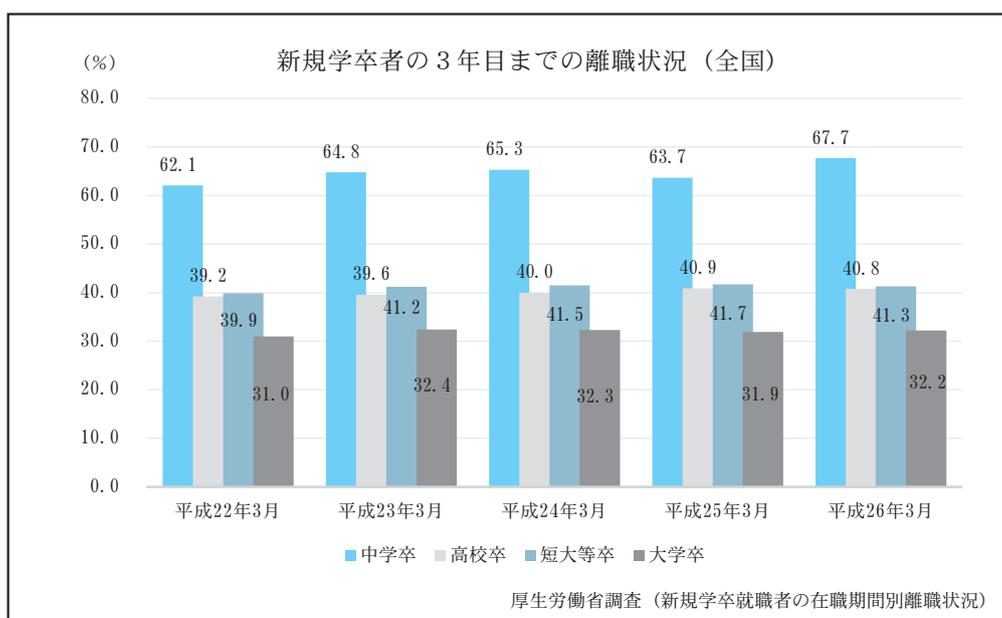
若者の完全失業率は低下傾向にありますが、全年齢計（総数）と比較すると、15歳から34歳の割合は常に高い状態が続いています。

厚生労働省公表資料（注1）における県内状況によると、高校卒の就職内定率は（H29.3卒）99.2%、前年度も（H28.3卒）99.2%で同値となり2年連続で高水準となり、大学卒も（H29.3卒）96.4%、（H28.3卒）96.2%と高位で推移してます。

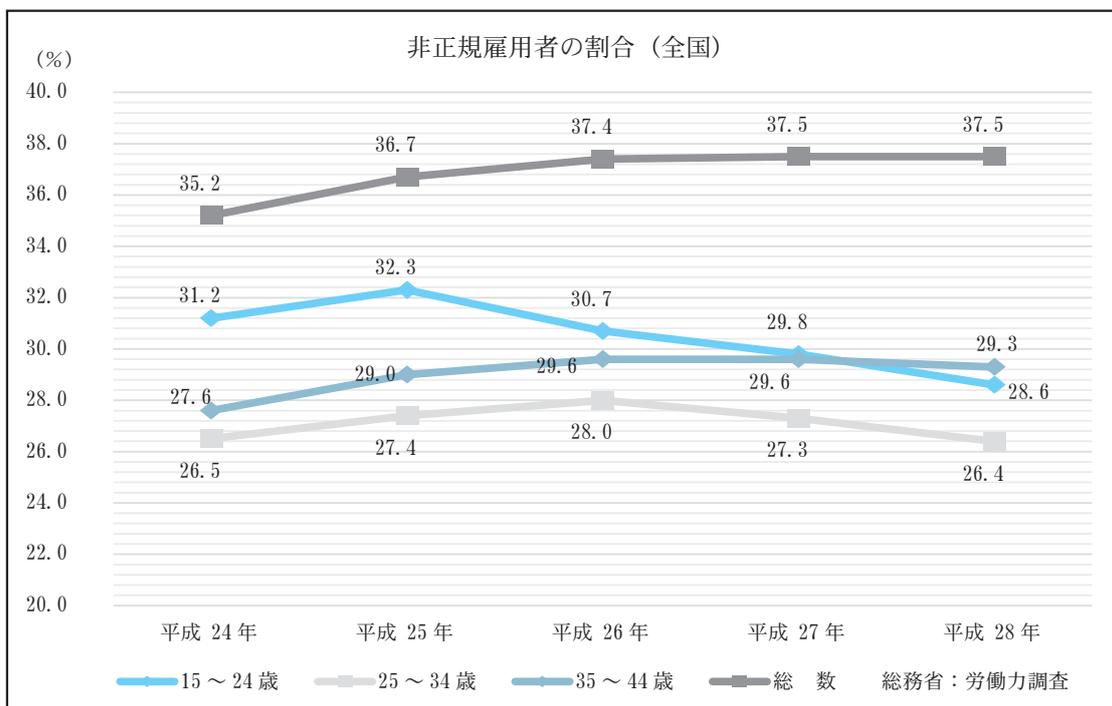
（注1）「高校・中学新卒者ハローワーク求人・求職・内定状況」「大学等卒業者の就職状況調査」



新規学卒者の3年目までの離職率を学歴別に見ると、中学校卒では65%前後、高校卒と短期大学等卒は40%前後、大学卒は約30%で推移しています。



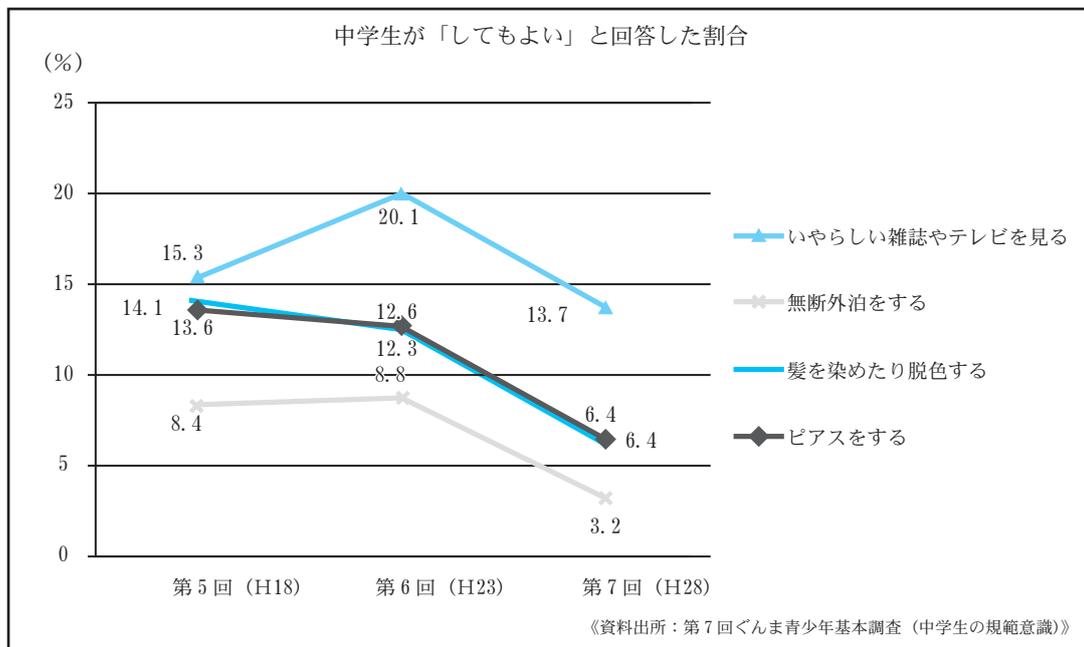
非正規雇用者の割合は30%後半で推移しています。若年層では15歳から24歳（在学者除く）の比率は平成28年度では28.6%となり、減少傾向となっています。25歳から34歳では26.4%、35歳から44歳では29.3%と約3割弱で推移しています。



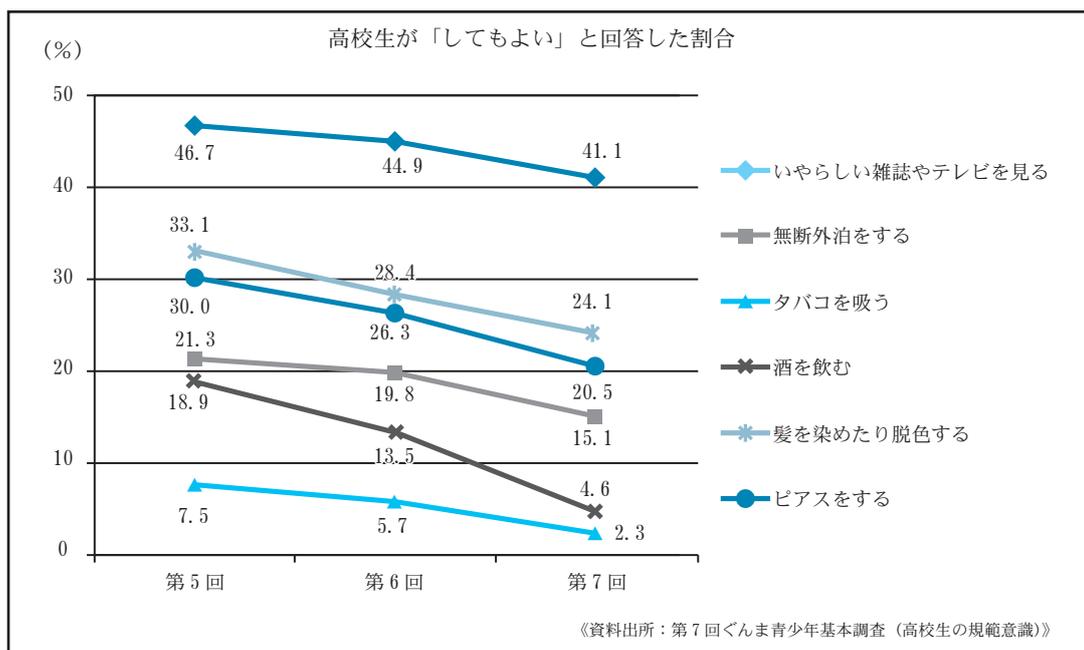
## 5 子ども・若者の行動や意識の変化

### (1) 規範意識

「第7回ぐんま青少年基本調査（平成28年度）」によると、県内の中学生のうち、「いやらしい雑誌やテレビを見る」「ピアスをする」「髪を染めたり脱色する」「無断外泊する」を「してもよい」と回答した割合は5年前の第6回調査からに比べ減少しています。



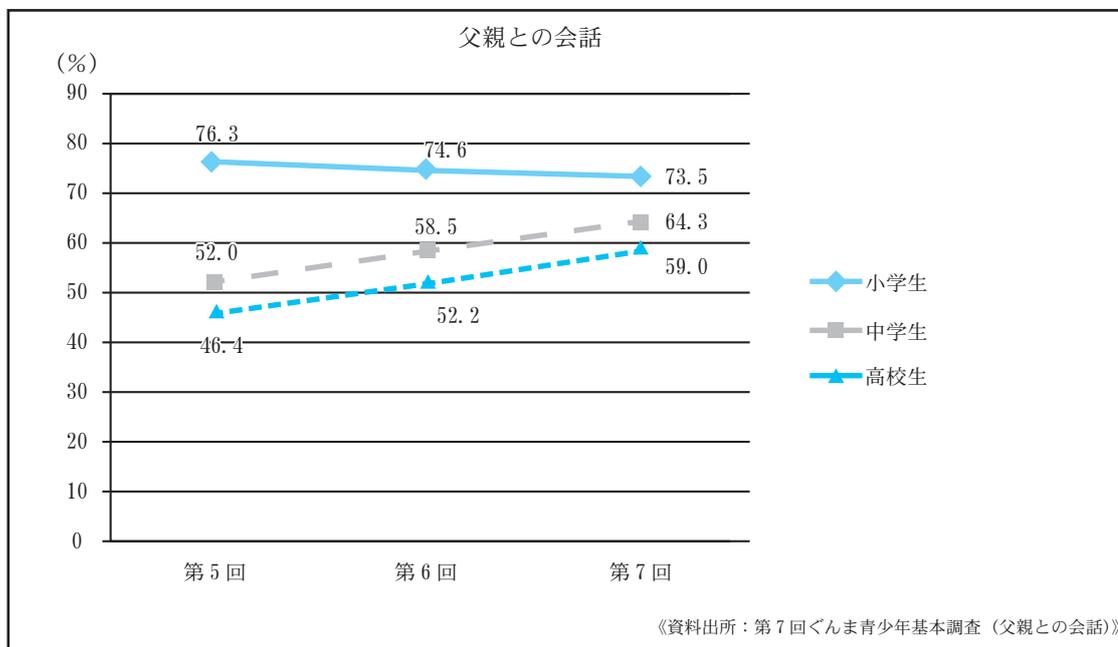
県内の高校生では、第5回、第6回調査と比較すると、各項目で、「してもよい」と回答した割合の減少傾向が見られます。特に「酒を飲む」は、第5回調査の18.9%から、今回調査では4.6%と14.3ポイント減少しています。また「髪を染めたり脱色する」は第5回調査の33.1%から9.0ポイント減少し、「ピアスをする」は第5回調査の30.0%から9.5ポイント減少しています。



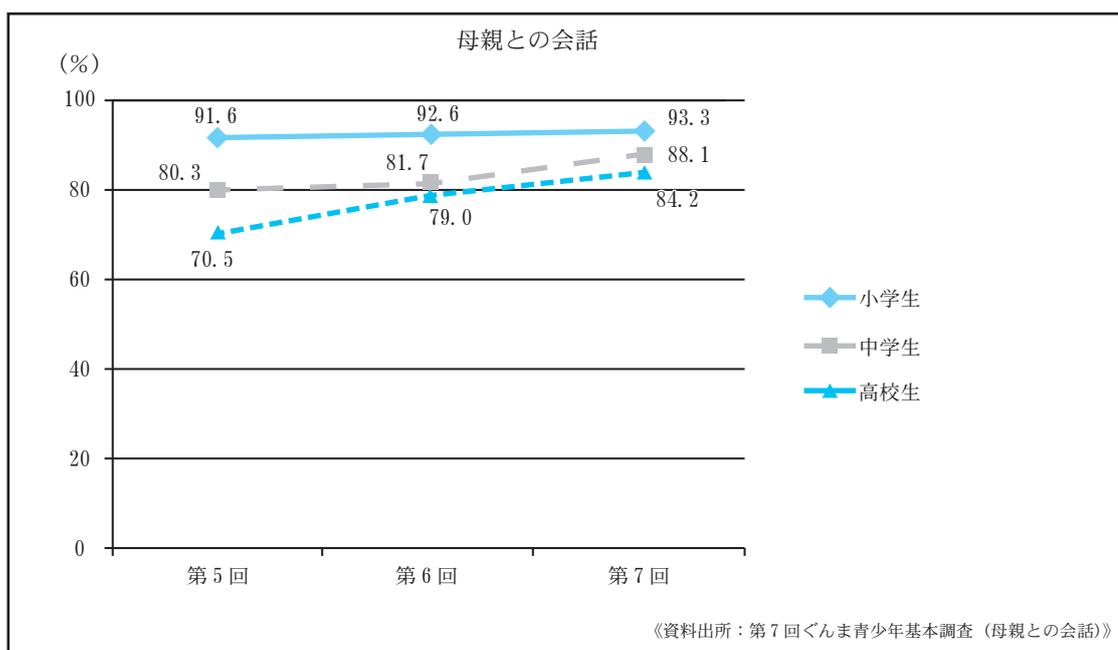
こうした状況から、県内の中学生及び高校生の規範意識は高まってきていることが窺えます。

## (2) 家庭生活

家庭で父親とよく会話するか聞いたところ、小学生で「はい」と回答した割合は、第5回調査の76.3%から、今回調査の73.5%へと2.8ポイント減少し、中学生では、第5回調査の52.0%から、今回調査の64.3%へと12.3ポイント増加し、高校生では第5回調査の46.4%から、今回調査の59.0%へと、12.6ポイント増加しています。



母親との会話について第5回、第6回調査と比較してみると、「はい」と回答した割合は、小学生ではすべての調査で90%台前半となっています。中学生は、第5回、第6回調査の8割強から今回88.1%へと増加しています。高校生でも、第5回調査の70.5%、第6回調査の79.0%から今回84.2%へと増加しています。

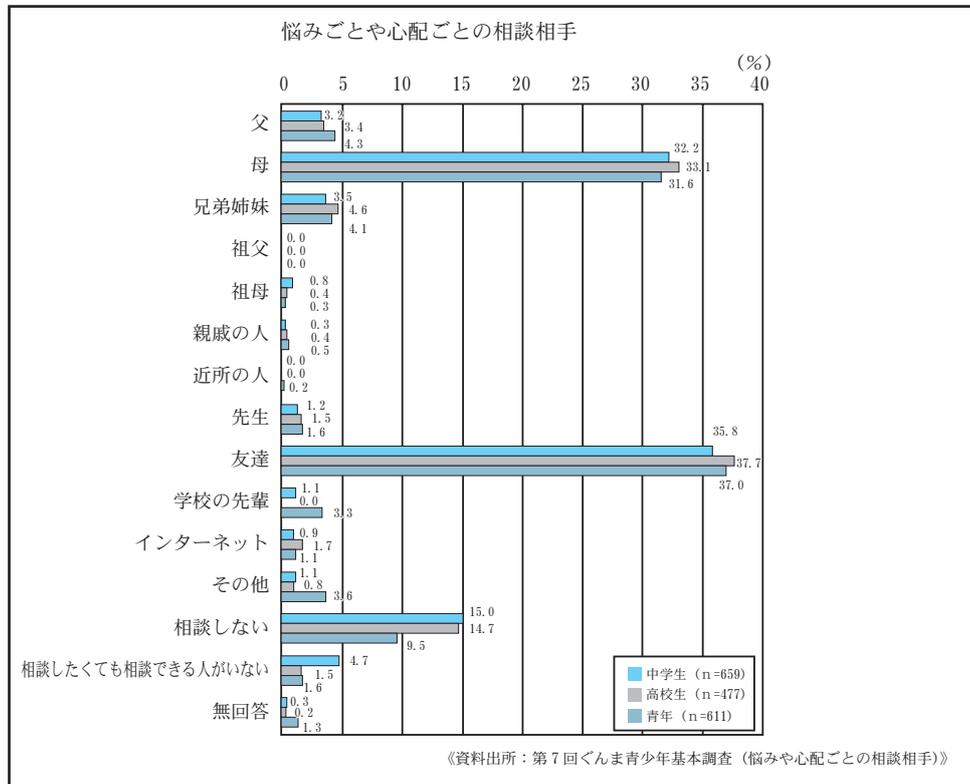


第5回、第6回調査の時と比べ、家庭において親子の会話に時間をとるようになってきたことが窺えます。

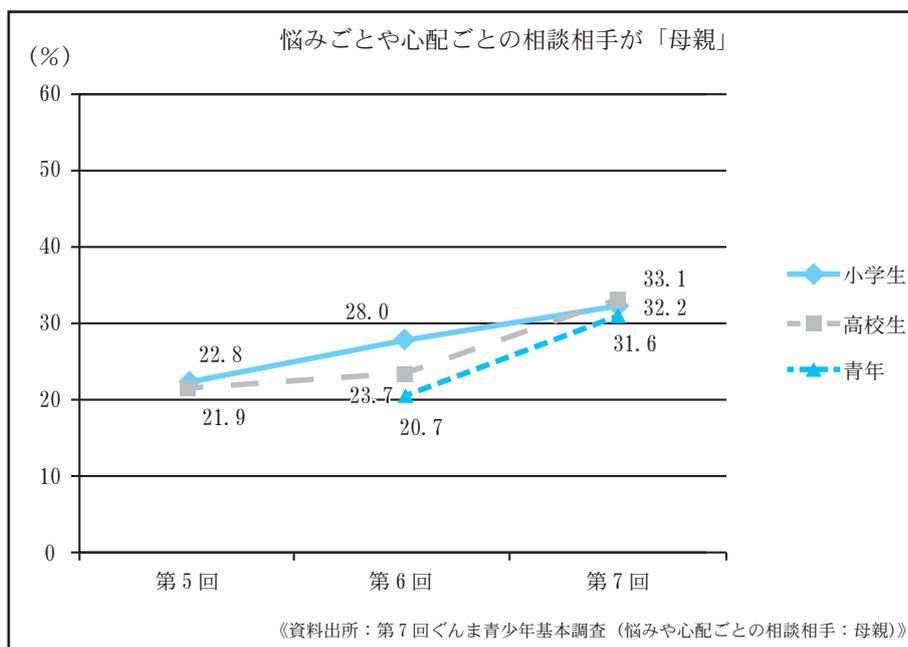
(3) 生活全般

中学生、高校生、青年（18～29歳の勤労青年・学生）に悩みや心配ごとの相談相手を聞いたところ、各年代ともに「友達」が最も多く、中学生では35.8%、高校生では37.7%、青年では37.0%が回答しています。次いで、各年代ともに「母親」が多く、中学生では32.2%、高校生では33.1%、青年では31.6%が回答しています。

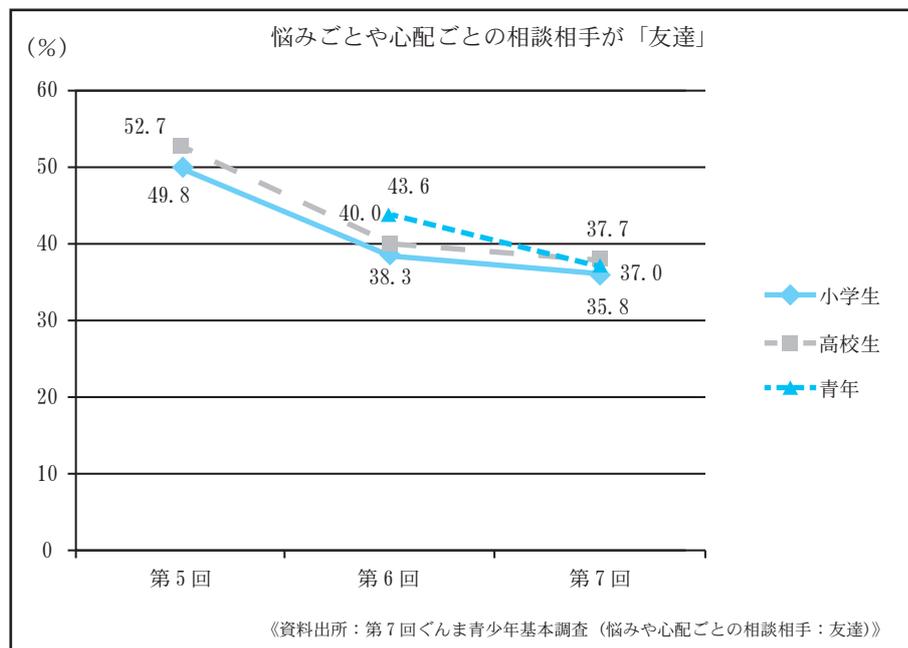
なお、各年代ともに「相談しない」が次いで多くなっています。



相談相手について、第5回、第6回調査と比較すると、すべての年代で「母親」が増加しています。【※青年は第6回より実施】



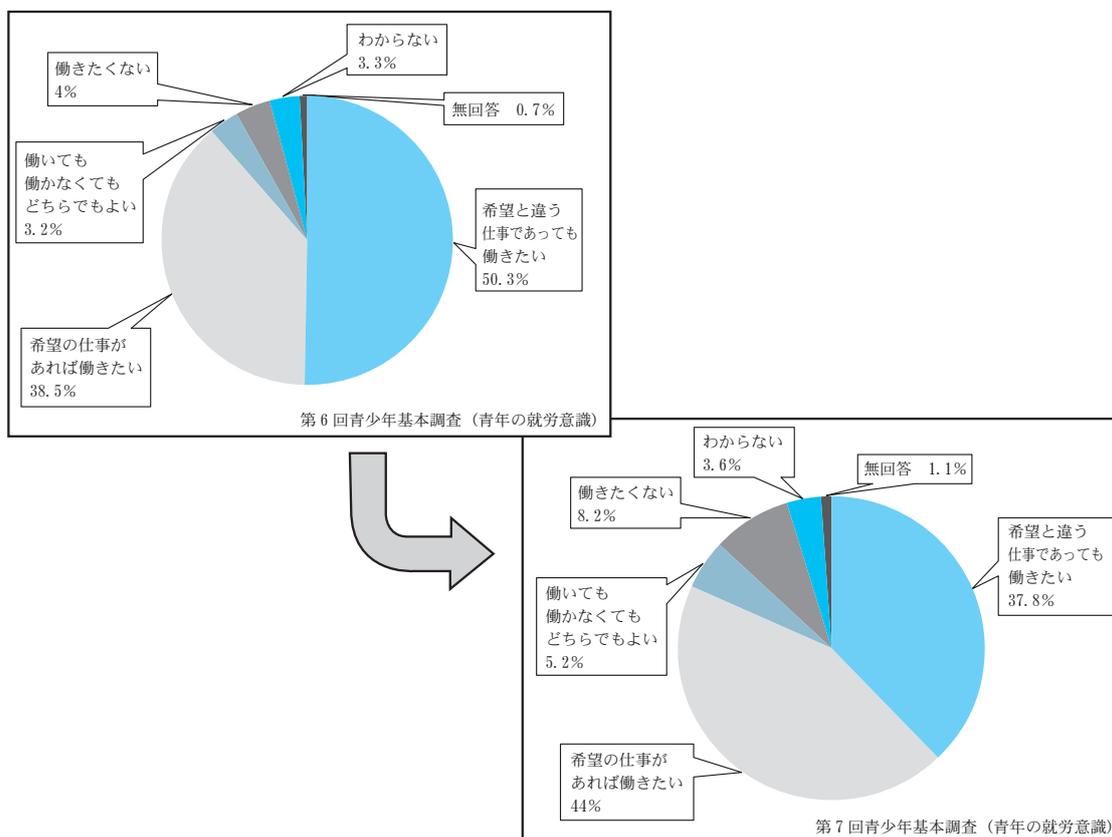
一方で、各年代とも「友達」は減少しています。中学生では第5回調査の49.8%から今回の35.8%へと14.0ポイント減少し、高校生では第5回調査の52.7%から今回の37.7%へと15.0ポイント減少しています。【※青年は第6回より実施】



#### (4) 就労意識

青年の就労意識について、第6回調査と比較すると、「希望と違う仕事であっても働きたい」の割合が37.8%と12.5ポイント減少し、「働きたくない」や「働いても働かなくても、どちらでもよい」が増加しています。

こうしたことから、将来の就労意欲が乏しい人の増加が考えられます。

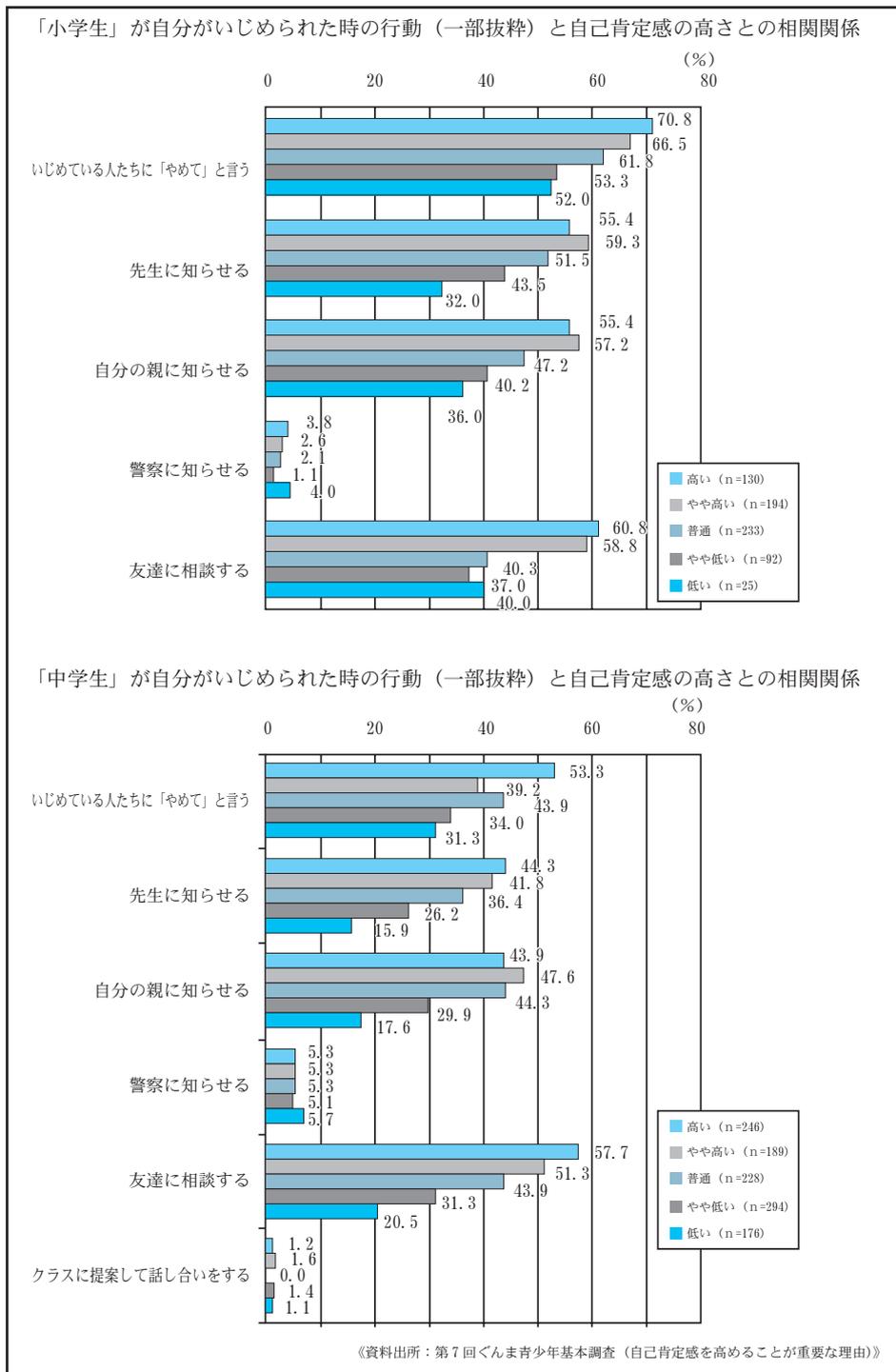


(5) 自己肯定感

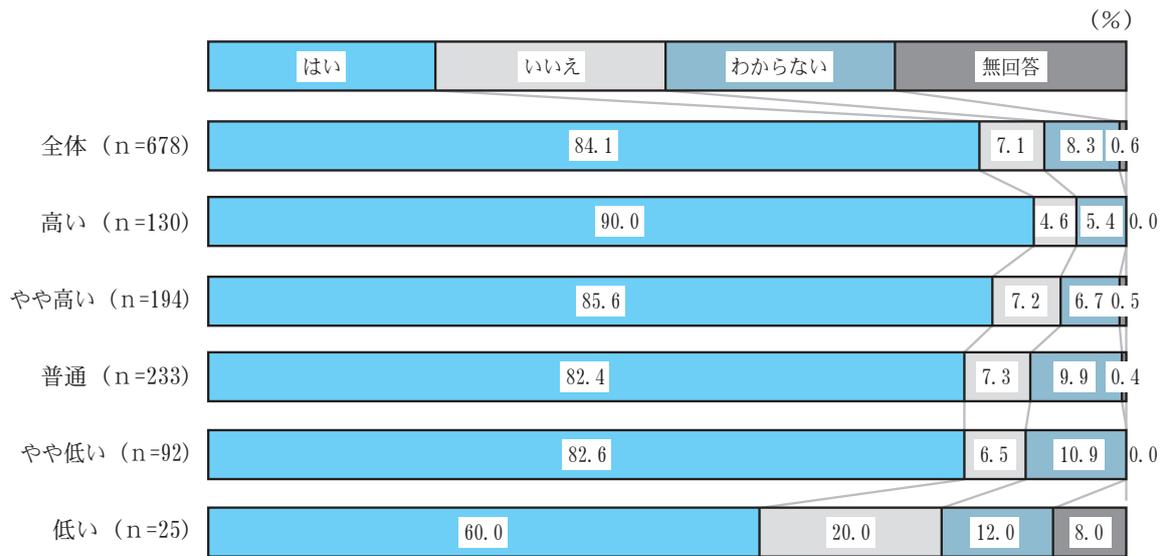
第7回ぐんま青少年基本調査（平成28年度）の各回答項目をクロス集計し、自己肯定感についての分析を行ったところ、子ども・若者が困難な状況に陥らないための力を高めるには、「自己肯定感を育むこと」が重要であることが改めて分かりました。

具体的には、自己肯定感の高さは、困難な状況（自分がいじめられた時など）においても解決しようとする力や、将来に対する希望を持ち、学校での勉強をはじめとして何事も前向きに捉えていける姿勢との関係が強いことが分かりました。

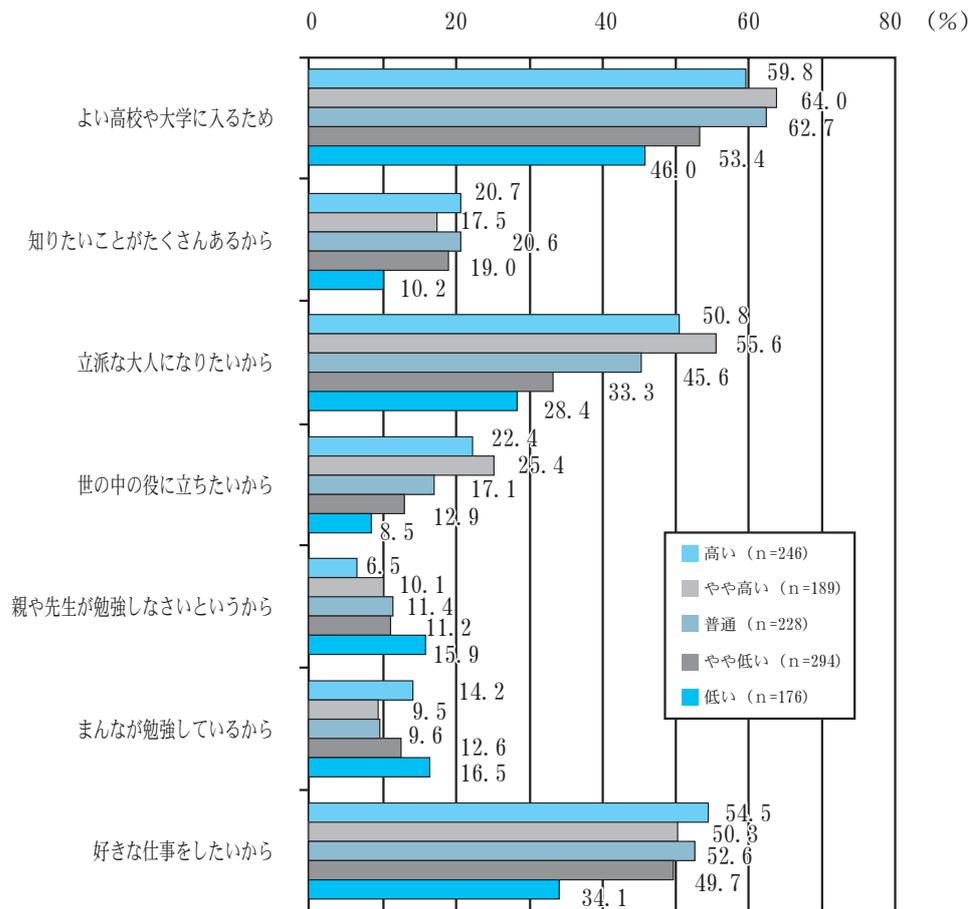
また、自己肯定感の高い小学生・中学生は、地域活動や屋外活動等の多様な経験をしてきている傾向にあります。また、両親や家の人とよく話をし、学校生活をおもしろく楽しいと感じ、さらに友人関係も充実している傾向が見られます。



学校で勉強する理由として「大きくなったら好きな仕事をしたいから」と回答した児童と自己肯定感の高さの関係（小学生）



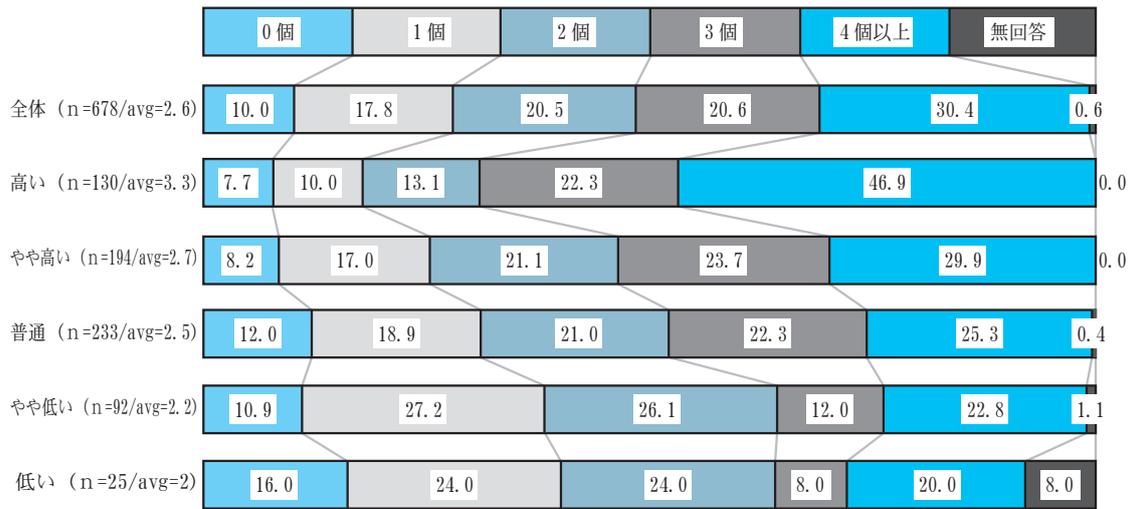
学校で勉強する理由として「大きくなったら好きな仕事をしたいから」と回答した生徒と自己肯定感の高さの関係（中学生）



《資料出所：第7回ぐんま青少年基本調査（自己肯定感を高めることが重要な理由）》

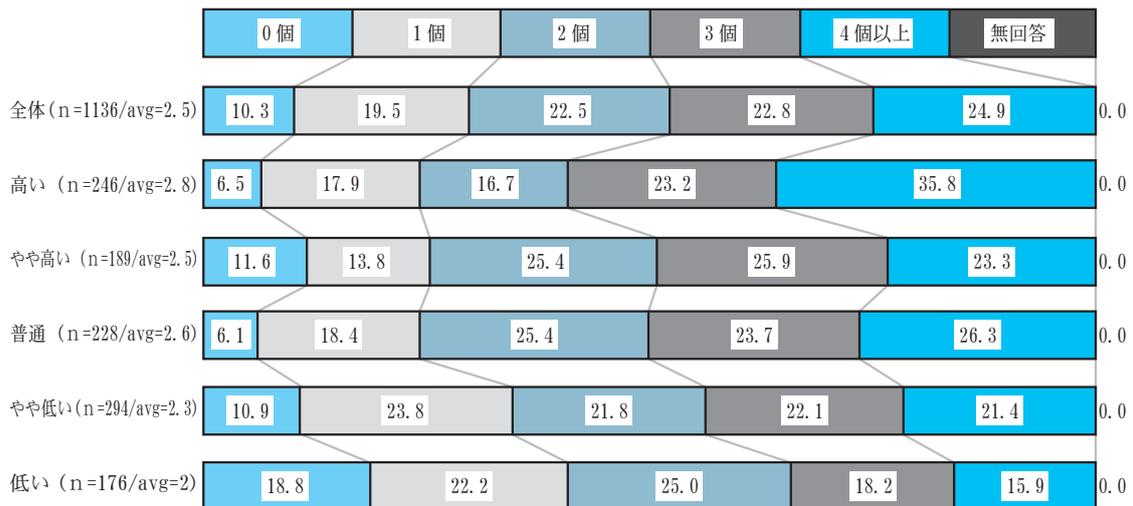
近所の子どもたちと参加したことのある行事の回数と児童の自己肯定感の高さの関係（小学生）

(%)



地域活動への参加経験の数と自己肯定感の高さとの関係（中高生）

(%)



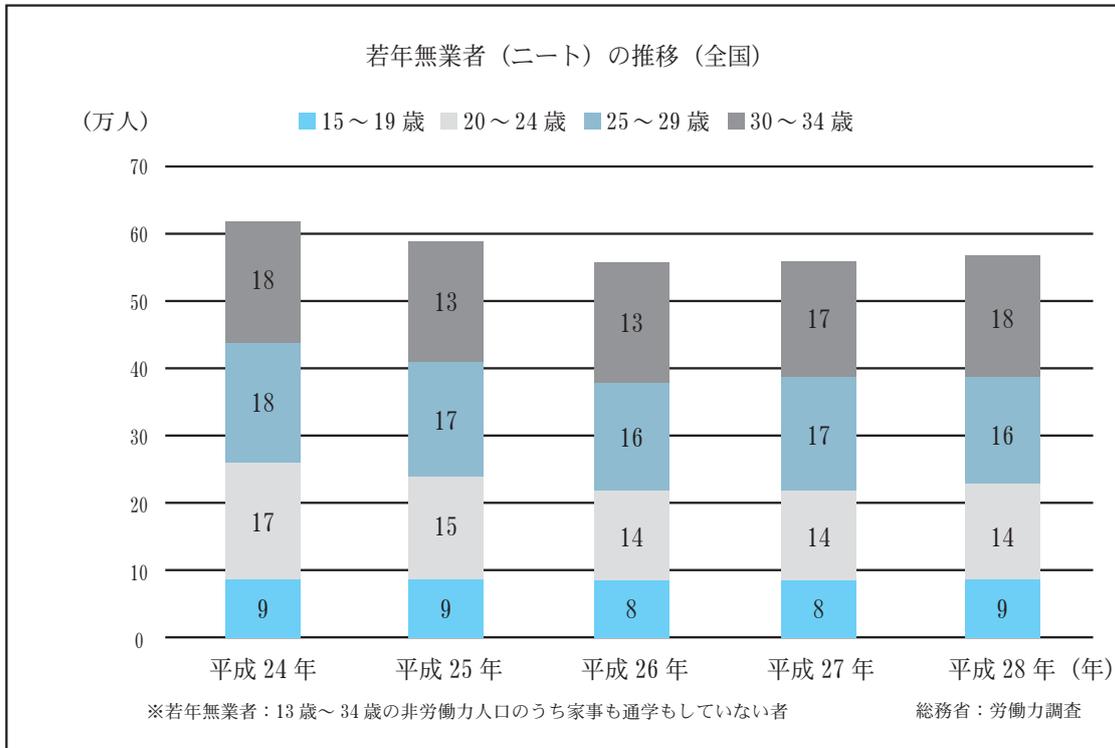
《資料出所：第7回ぐんま青少年基本調査（自己肯定感の高いのはどんな子どもか）》

## 6 困難を有する子ども・若者

### (1) ニート・ひきこもりの状況

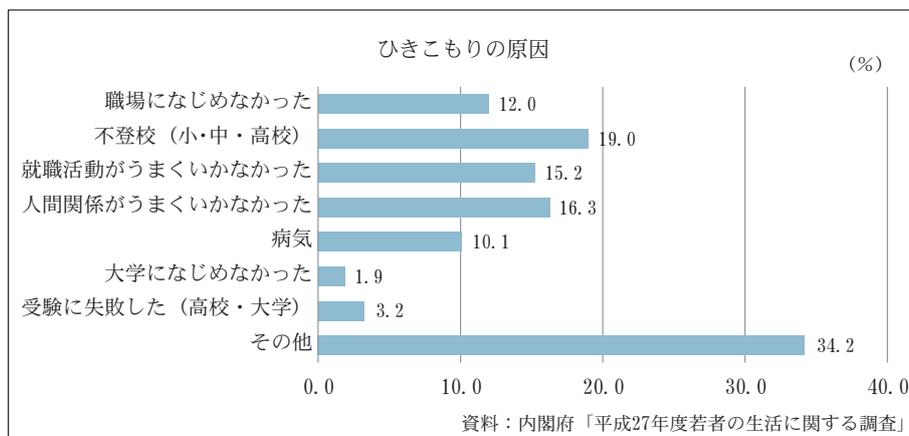
若年無業者（ニート：15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）は、平成28年度において全国で約57万人おり、若年人口に対する割合が2.2%となっています。

本県では、平成28年10月1日現在の15歳～34歳の人口が約37万人であることから、全国割合の2.2%を用いた推計で、約8,000人となります。



ひきこもりに関して、平成27年度に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」によると、15歳から39歳の者のうち、推計では広義のひきこもり（注2）は54.1万人、狭義のひきこもり（注3）は17.6万人いるとされ、これを本県の人口比から推計すると、広義のひきこもりは約8,000人、狭義のひきこもりは約2,600人と試算されます。

また、ひきこもりの状態になったきっかけは、「不登校」が19.0%、「人間関係がうまくいかなかった」が16.3%、「就職活動がうまくいかなかった」が15.2%となっています。



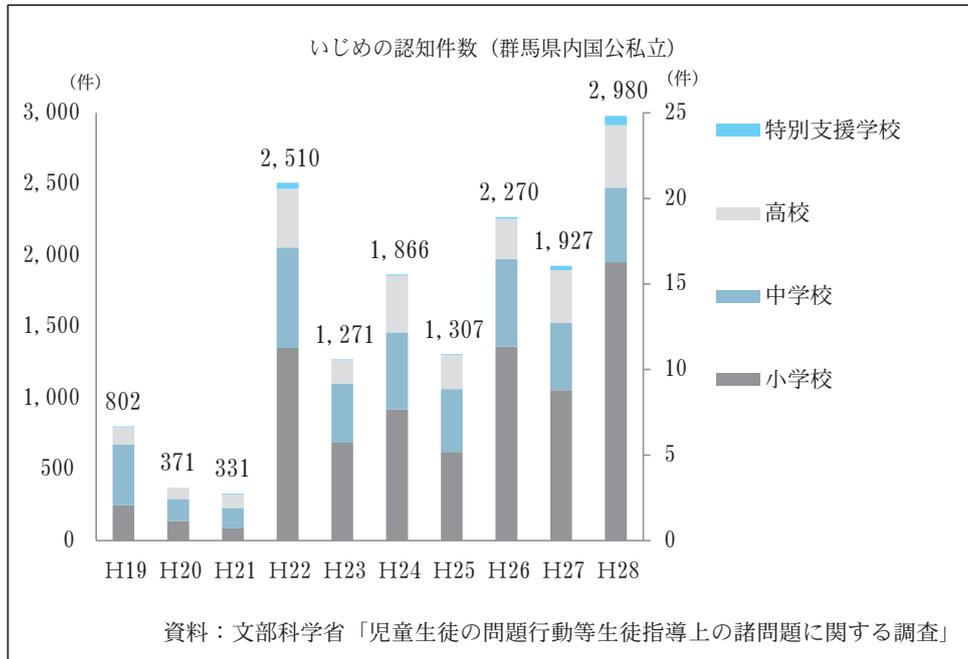
（注2）広義のひきこもり…「狭義のひきこもり」に加え、「ふだんは家にいるが趣味に関する用事の時だけ外出する」と回答した者

（注3）狭義のひきこもり…「自室からほとんど出ない」「家から出ない」「ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける」と回答した者

(2) いじめ、不登校、中途退学者の状況

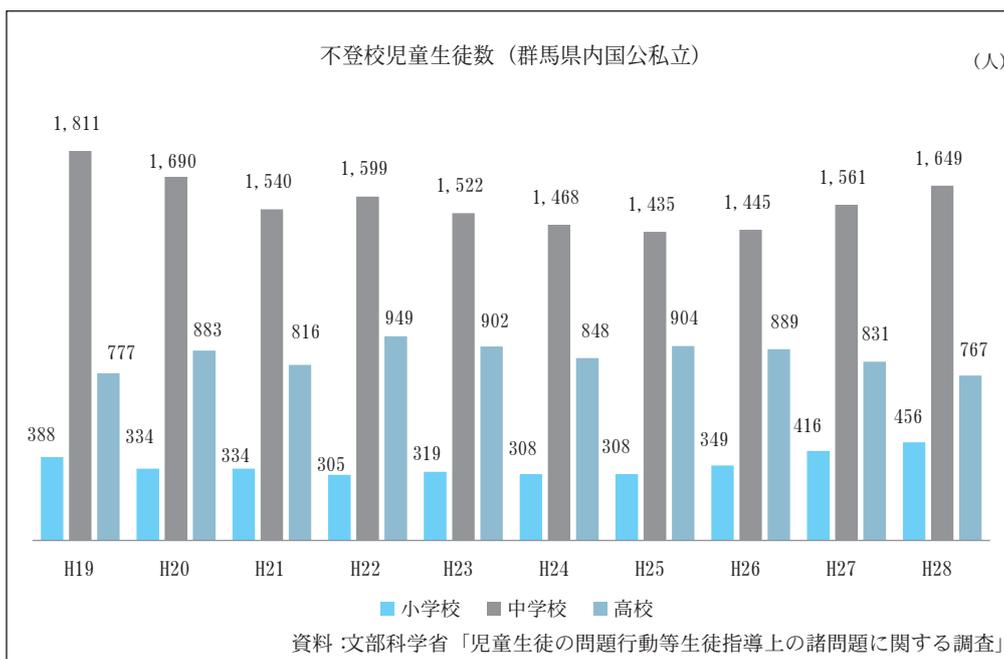
いじめは、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼす要因となっており、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。

本県のいじめの認知件数は、年度によって増減はありますが、小中高のすべてにおいて絶えず発生しています。



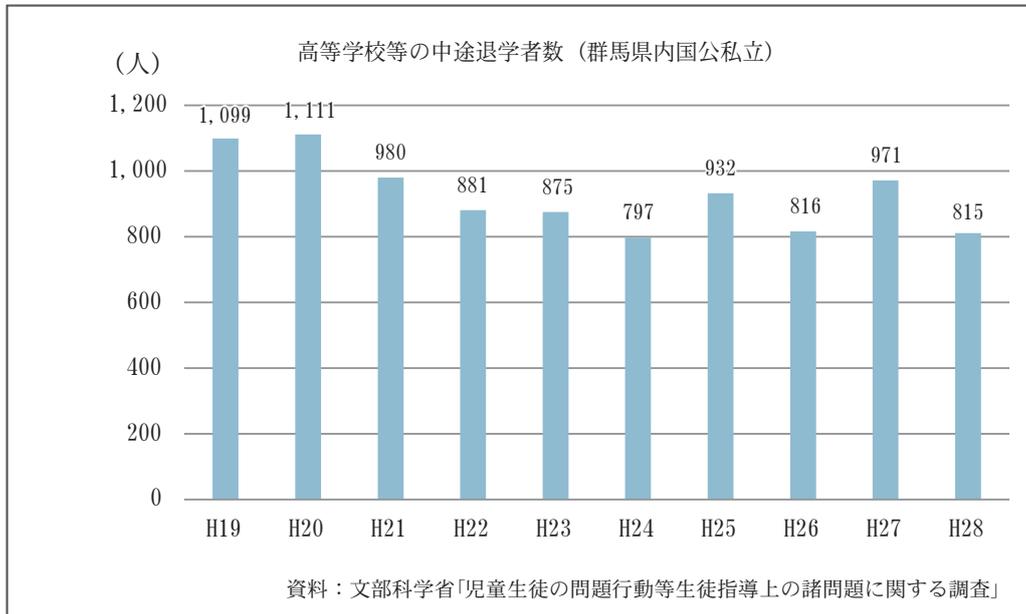
本県の不登校（年間30日以上）の児童生徒の件数は、小・中学生で増加傾向にあり、高校生は減少傾向にあります。

本県の平成28年度の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学生で4.4人、中学生で29.1人、高校生は14.3人となっています。



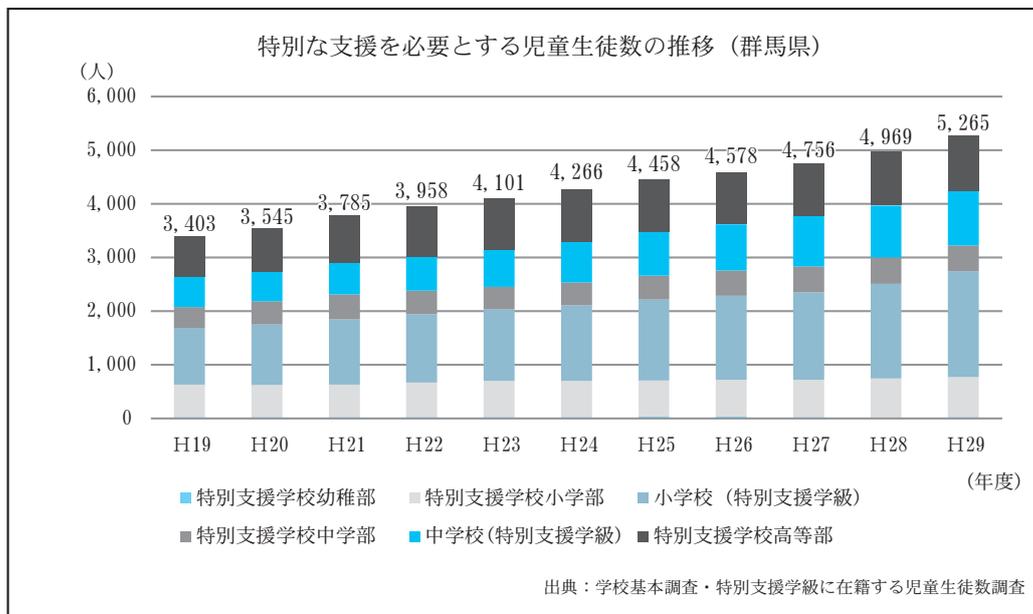
本県の高校中途退学者は減少傾向にあります。平成28年度の中途退学率は1.4%となっています。

高校を中退すると社会との繋がりが弱くなりますので、中退後において社会的自立へ向けた支援が必要となります。



### (3) 障害のある子ども・若者の状況

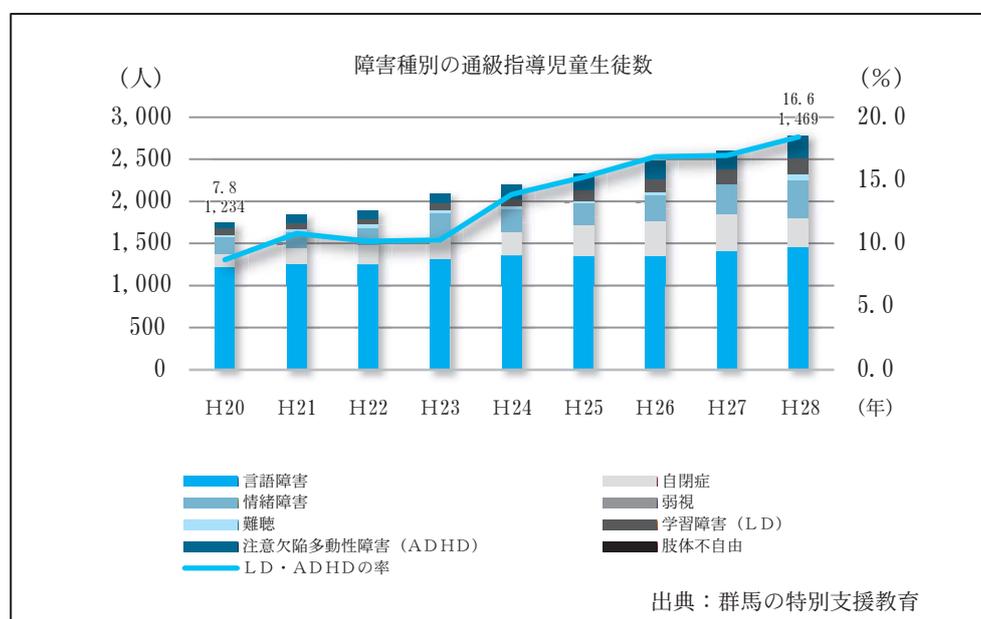
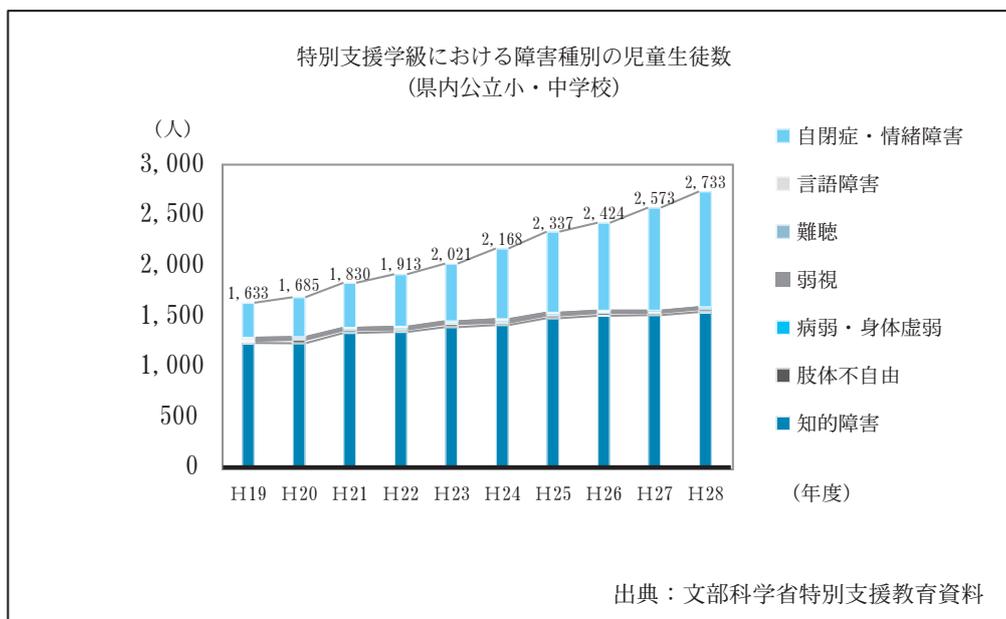
本県の特別支援学校に通う児童生徒数は年々増加しています。また、県内の公立小・中学校における特別支援学級の児童生徒数も年々増加しています。



また、特別支援学級における児童・生徒の中で、自閉症・情緒障害のある子の割合が小・中学校において増えてきています。

さらに、通級指導（注4）においては、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）の割合が増加傾向にあります。

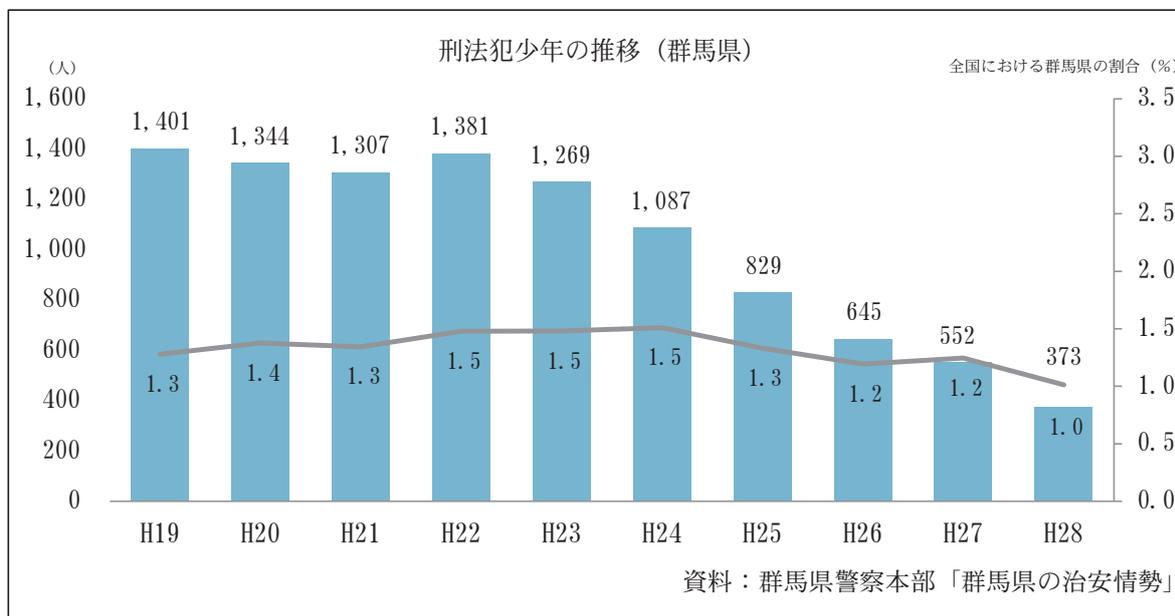
（注4）通級指導…通常の学級に在籍しながら、通級指導の時間のみ、その子の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行うこと



#### (4) 少年非行の状況

少年犯罪検挙人員は、10年前の平成19年と比較すると1,028人減少し、平成28年度は373人となっています。

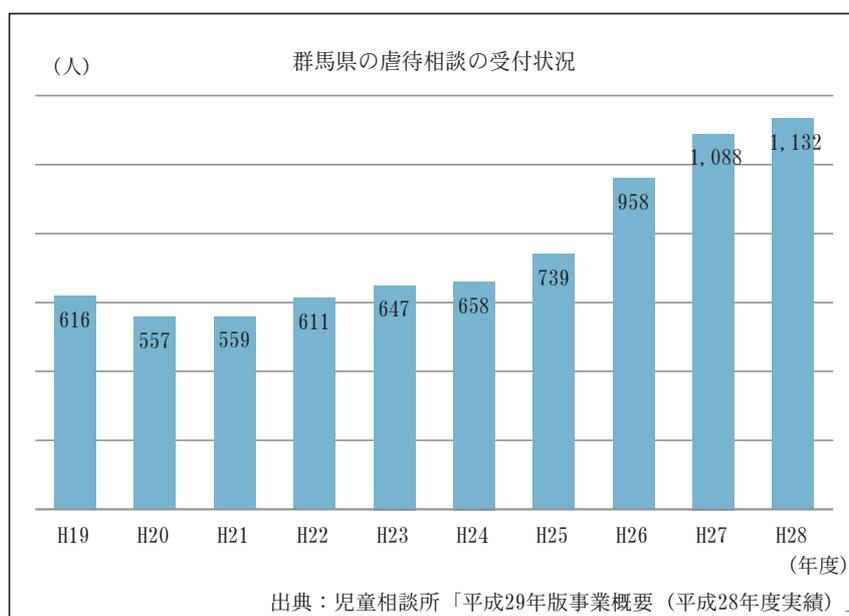
また、全国的に見ても、非行少年は減少しており、10年前では少年犯罪検挙人員は109,563人でしたが、平成28年度では31,516人まで減少しています。



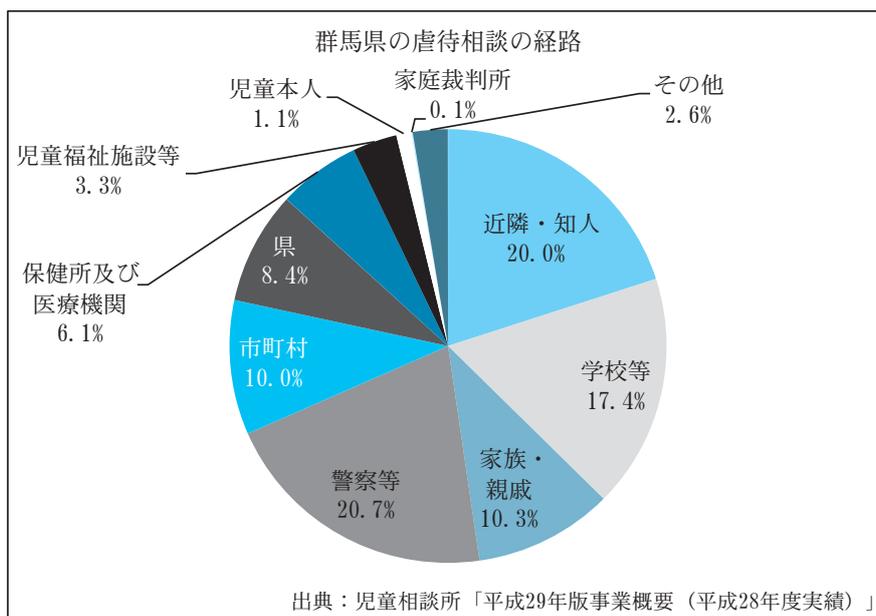
#### (5) 児童虐待の状況

児童虐待件数は全国的に増加していますが、本県の虐待相談の受付状況においても、毎年度右方上がりで推移しており、平成28年度は前年度比44件増の1,132件となり、過去最高となっています。

平成19年度と比較すると約2倍の増加となり、児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年度の324件の約3.5倍となっています。

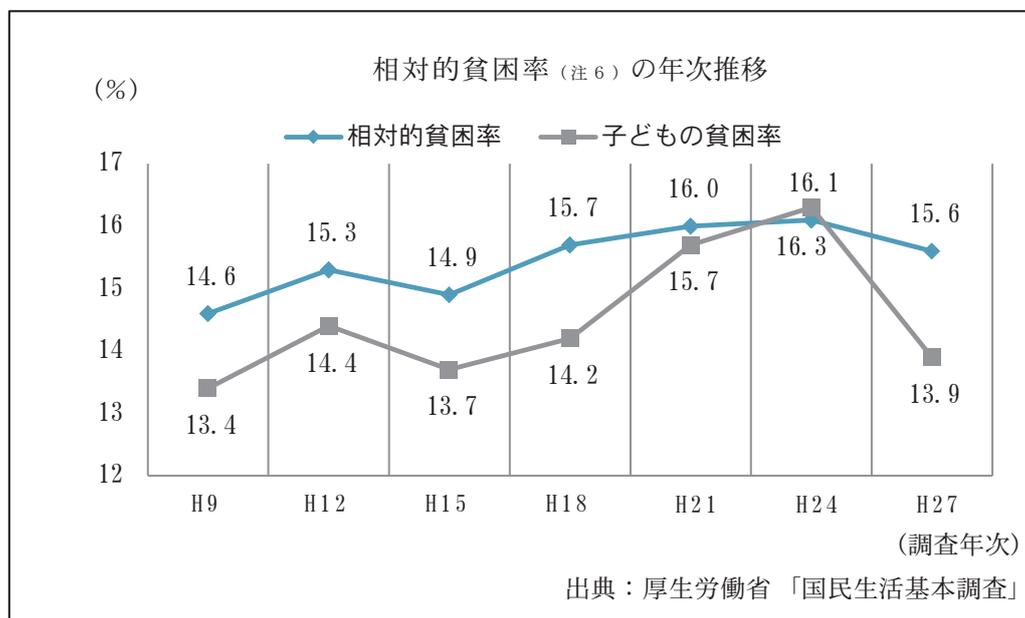


また、警察との連携が進む中で、虐待相談の経路も「警察等」からが平成27年度は14.7%であったところ、平成28年度は20.7%となり、経路先として割合が高くなっています。



#### (6) 子どもの貧困

17歳以下の子どもの貧困率（注5）は13.9%（平成27年）と12年ぶりに改善したものの、依然として、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあります。

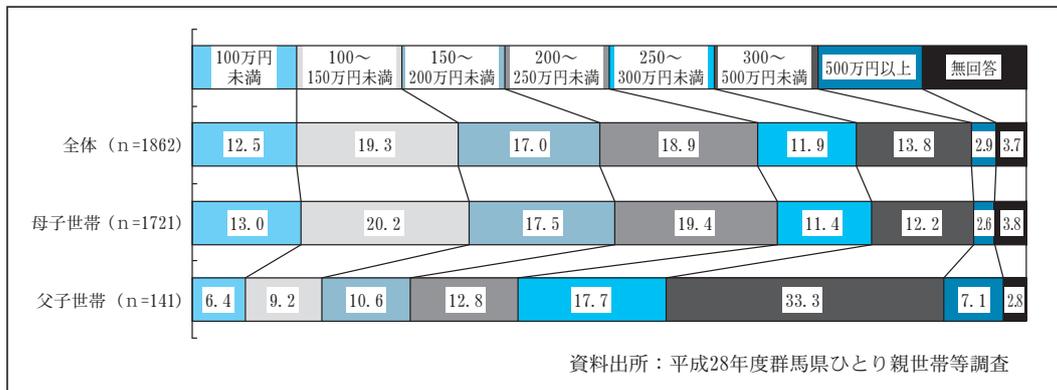
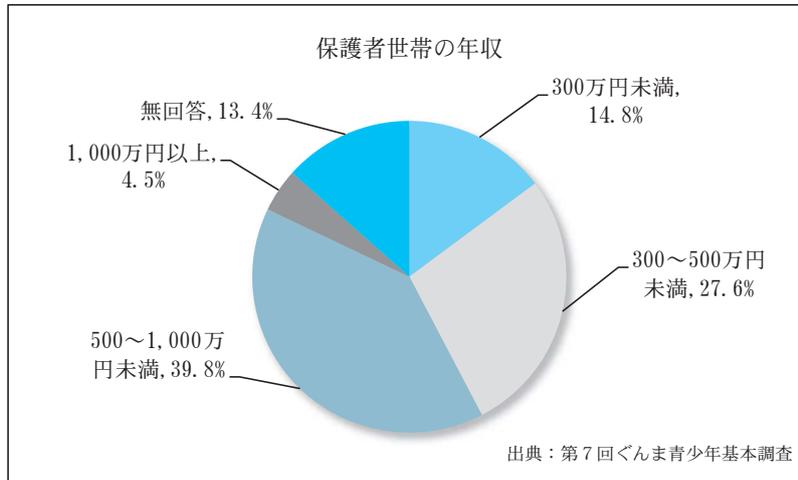


（注5）「子どもの貧困率」…17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

（注6）「相対的貧困率」…収入から税金・社会保険料等を差し引いた手取り収入から、世帯人数による影響を調整して算出した、世帯人員1人当たりの所得の中央値の半分の額（「貧困線」という。）に満たない人の割合

本県の状況を見ると、「第7回ぐんま青少年基本調査」によると、保護者世帯の年収において「300万円未満」が全体の14.8%でした。

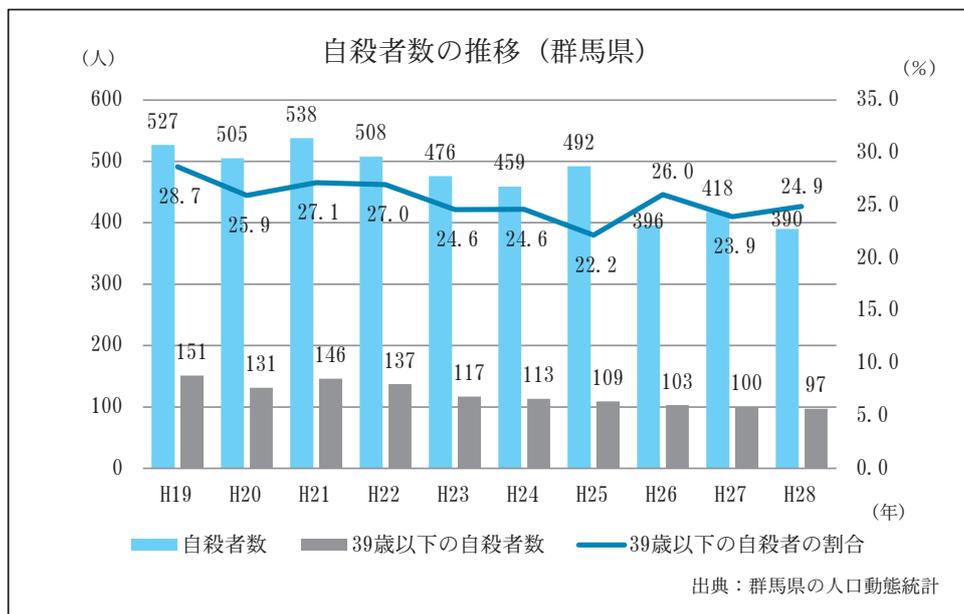
一方で「群馬県ひとり親世帯等調査」では、母子世帯の8割（81.5%）、「父子世帯」の6割弱（56.7%）が世帯の年収が300万円未満でした。



## (7) 特別な配慮が必要な子ども・若者の状況

### ①自殺

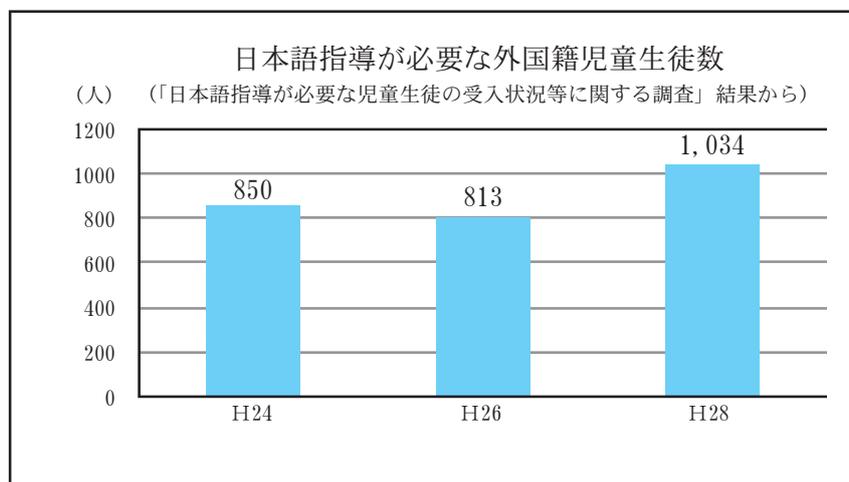
本県の39歳以下の自殺者数は、平成28年は97人で、少しずつですが減少傾向で推移しています。



## ②外国人の子どもや帰国児童・生徒等

外国人の子どもや帰国児童・生徒で、日本語指導を必要とする児童・生徒も増えてきており、就学の機会を逸したり、学習面で遅れが出たりすることがないように、よりきめ細やかな対応を行うことが求められています。

また、定住外国人の若者の就職について、円滑な就職の実現に向けて、適性に応じた個々のニーズを踏まえた綿密な支援が必要とされています。



## ③多様な性

性同一性障害（注7）や性分化疾患（注8）、LGBT（注9）等により、困難な状況におかれている子ども・若者がいます。学校等において多様な性に対する理解と認識が深まるような啓発や教育の推進、また、地域社会における偏見や差別をなくし理解を促進する取組が必要となっています。

（注7）性同一性障害…生物学的な性（体の性）と性の自己分析（心の性）が一致しない疾患のこと

（注8）性分化疾患…生物学的な性（体の性）が曖昧な状態である先天的な疾患のこと

（注9）LGBT…女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、性同一性障害を含む体と心の性が一致しないで性別に違和感を覚える人々（Transgender）の頭文字をとった総称

## 第2節 現状からの課題考察及び現行計画策定後の環境の変化等

### 1 現状からの課題考察

子ども・若者を取り巻く現状からは、様々な課題が見えてきています。今後の施策の方向性の検討に当たって重要となる考え方を整理しました。

#### ◇ 一人ひとりの子ども・若者の自立への支援の必要性

子ども・若者の人口減少が続く中、地域の未来を活力ある確かなものにしていくためには、子ども・若者一人ひとりが自立するまで、地域の身近な大人たちが温かく包み込むようにして、しっかりとその成長を支えることが不可欠です。

子ども・若者の自立のための基礎として重要なものは、大人との適切な関わりの中で、子どもたちが様々な体験を通して得ることができる自己肯定感、そして、友だちや家庭をはじめとする周囲の大人との関わり・交流の中で育まれる社会性などであり、これらは、前向きな人生観や行動力につながっていくものです。

しかしながら、核家族、ひとり親世帯など家族形態の変化や多様化により、家族が十分関わって子ども・若者の成長を見つめることが難しい状況になってきており、また、情報通信技術の発展により容易に可能になったはずの「つながり」も、友だちとの関わり・交流を本当に深めているのかどうか疑問が残ります。

このような課題の存在をしっかりと認識しながら、大人たちは一人ひとりの子ども・若者がたくましく自立へ向けて成長していけるように支えていく必要があります。

#### ◇ 困難な状況に応じたきめ細やかな支援の必要性

いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、高校中退、障害、貧困など、様々な困難を抱えている子ども・若者が存在しています。

子どもたちの置かれた環境はそれぞれ異なり、また、これらの困難が相互に影響し合い、複雑に絡み合っているケースも、地域の現場で支援に携わる職員等から多数報告されており、これらの困難には、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要になってきていると考えられます。

#### ◇ 地域社会全体で子ども・若者を支援する必要性

今、地域の中では、子ども・若者のための支援活動に熱心に取り組んでいる方々や民間団体が数多く存在しています。一人ひとりの活動や個々の団体の活動は、たとえ小さな取組であっても、一つ一つの支援活動の点が結ばれ、それらが地域全体を覆うようなものになれば、地域の方々の支援の力は、単純な足し算ではなく、累乗した力となって、より大きく発揮されるものと考えています。

このため、子ども・若者が、日頃から様々な体験を通して困難に陥らない・負けない「力」を身に付けていくためには、教育や児童福祉関係の機関による専門的な相談支援の取組だけでなく、子ども・若者の周囲にいる地域の大人たちの適切な関わりが不可欠です。

ここで、いま一度、地域社会の中で脈打つ支援の力を借り、地域と関係機関が密接に連携して地域社会全体で子ども・若者を支援していくという、いわば子ども・若者を地域全体で包み込むようなイメージでの支援（地域包み型の支援）が必要と考えています。

さらには、こうした地域の中であって、すべての子ども・若者が社会参画の機会を得て、多様な他者との協働を通じて、自己実現が図れるように支援していくことが求められています。

## 2 現行計画策定後の環境の変化等

現行計画〔第1期群馬県子ども・若者計画（平成25年3月策定）〕の策定後において、日々、社会環境はめまぐるしく変化しています。その後、本県が策定した他計画や実態調査結果も踏まえながら、今後の施策の方向性を検討することとしました。

### ◇第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランII」（平成28～31年度）

総合計画の政策の柱として「群馬の未来を担う子ども・若者の育成」が掲げられ、郷土への誇り・愛着、たくましく生きる力の育成等を推進することとしています。

また、総合計画での県民アンケートにおいて、子どもの規範意識や道徳心などの「社会性の育成」を重要度が高いと回答している一方、満足度としては低いという結果となっています。

### ◇子供・若者育成支援推進大綱（内閣府、平成28年2月策定）

「子どもの貧困」や企業による若者の「使い捨て」、インターネットによる有害情報など新たな社会的課題が追加されています。

### ◇群馬県子どもの貧困対策推進計画（平成28～31年度）

貧困の世代間連鎖の解消や、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現などを基本方針としています。

### ◇第7回ぐんま青少年基本調査（平成28年度調査）

人間関係づくりが苦手や、就労意欲が乏しい等の傾向が見られています。また、自己肯定感の高い子は、いじめなどの困難に立ち向かおうとすることがわかりました。

### ◇群馬県子どもの生活実態調査（平成28年度調査）

経済的困窮の差だけでなく、親子の関わりの問題も、学力の遅れや基本的な生活習慣、自己肯定感、社会性などの不足に影響を与えていることがわかりました。

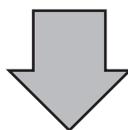
### 第3節 今後の考えるべき方向性

子ども・若者を取り巻く現状からの考察及び現行計画策定後の環境の変化等から見えることは、今の子ども・若者にとっての最も根本的な課題として、自らが自立しよう、自立したいという気持ち（＝自立度）が弱くなってきているのではないかと、さらに、そうしたことによって、様々な困難さが表出しているのではないかと考えます。

このため、今後の施策の方向性を考えていくに当たり、子ども・若者の“自立”をキーワードとして、下記の「3つの方向性」を考察しました。

- ① 学力・生活力など自立のための基礎づくりが重要な柱となること。
- ② それぞれの子ども・若者の置かれた状況、困難を抱えている状況などに応じたきめ細やかな支援が不可欠であること。
- ③ 子ども・若者は、取り巻く地域社会との関係の中で、自立が育まれるものであること。

これら「3つの方向性」を踏まえ、本計画での目指すべき方向について、次ページの「基本目標」として設定しました。



「基本目標」の設定へ

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

困難の有無に左右されず、  
それぞれの個性を活かしながら、  
社会の中で自立・参画・共生できる  
子ども・若者の育成

子ども・若者を取り巻く環境は、一人ひとりそれぞれ異なり、困難の有無やその状況は様々です。

生まれ育った環境やそれぞれの発達段階で生じた困難な状況を、子ども・若者が抱えこまないように、地域全体で支えながら、社会の一員として、それぞれの場所で輝く子ども・若者を育てることが求められます。

今回策定する「第2期 群馬県子ども・若者計画」において、これからの子ども・若者の育成の目指すべき基本目標として、『困難の有無に左右されず、それぞれの個性を活かしながら、社会の中で自立・参画・共生できる子ども・若者の育成』を掲げました。

これは、一人ひとりの子ども・若者が、たとえ困難な状況に直面していたとしても、自らの個性を活かしながら、社会的に自立するとともに、地域社会の中での自らの役割を持って参画し、そして、自分を活かせる居場所をしっかりと持って他者と共生できるように、子ども・若者の育成に取り組んでいこうというものです。

子ども・若者は個々の一人の人間として生き、様々な外的要因に反応したり、自らの内なるものを表現しながら、日々、自己成長を遂げています。自己の反応や表現の方法等は、一人ひとりが多彩であり、それが「個性」とも言えるのではないかと思います。本計画の推進に当たっては、その人が持っている「個性」を尊重した上で、支援等に際しては、画一的ではなく、その一人ひとりにとって最適な支援や対応が、今、求められていると考えています。

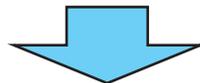
本計画においては、「子ども・若者一人ひとりの自立」を最初の目指すべき方向性の入り口に据え、次のステップとしての「参画」「共生」にまで至ることができるよう、子ども・若者の個々の状況に応じた支援と地域社会全体での支援とをうまく組み合わせながら、地域全体で子ども・若者を温かく包み込む「地域包み型」の支援に取り組んでいきたいと考えています。

子ども・若者を取り巻く現状・課題

- 社会環境は大きく変化→大人との良好なつながりが希薄化
  - ・家族の少人数化、家族形態の多様化、インターネット被害など
- 抜け出しにくい困難な状況の連鎖
  - ・いじめ、不登校、児童虐待、ひきこもり、貧困など

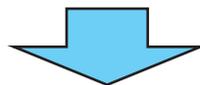
現行計画策定後の環境の変化等

- ◇第15次県総合計画（H28～31）
  - 子ども・若者の郷土への誇り・愛着、たくましく生きる力の育成等を推進。
- ◇国子供・若者育成支援推進大綱（H28.2）
  - 「子どもの貧困」や企業による若者の「使い捨て」、インターネットによる有害情報など新たな社会的課題を追加。
- ◇県子供の貧困対策推進計画（H28～31）
  - 貧困の世代関連差の解消や全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現などが基本方針。
- ◇県青少年基本調査（H28）
  - 人間関係づくりが苦手、就労意欲が乏しい等の傾向。また、自己肯定感の高い子は、いじめなどの困難に立ち向かおうとすることが判明。
- ◇県子どもの生活実態調査（H28）
  - 経済的困窮だけでなく、親子の関わりの問題も、学力の遅れや基本的生活習慣、自己肯定感、社会性等の不足に影響があることが判明。



現状・課題から見た方向性

- ① 自立のための基礎づくり
- ② それぞれの子ども・若者の困難な状況に応じた  
きめ細やかな支援
- ③ 地域社会との関係の中で自立が育まれる



基本目標（目指す方向）

困難の有無に左右されず、  
それぞれの個性を活かしながら、  
社会の中で自立・参画・共生できる  
子ども・若者の育成

## 2 施策の基本的視点

### I 一人ひとりの成長と自立を支援する

一人ひとりの子ども・若者の健やかな育成施策として、社会的自立に向けた基礎づくりや、職業的・社会的自立の促進に取り組んでいきます。

#### (基本施策①) 社会的自立に向けた基礎づくり

基本的な学習習慣や生活習慣を身に付けさせるとともに、多様な体験ができる場づくりを進め、社会的自立に必要な自己肯定感をはじめとした基礎的な力を養い、心身ともにしなやかで健全な子ども・若者を育みます。

また、子ども・若者が抱える課題に対して、早期発見・早期対応ができる体制づくりの充実を行います。

#### (基本施策②) 職業的・社会的自立の促進

キャリア教育やインターンシップ等を通じて、社会的・職業的自立のために必要な力を育成し、社会や仕事に対する理解を進め、就労意欲や仕事への定着力を高めます。

また、特別な支援を必要とする子ども・若者の就労に関する取組を充実します。さらに、ボランティア活動等を通じて、社会へ参画できる力を育成します。

### II 困難な状況等に応じて支援する

子ども・若者が抱える困難な状況に応じた支援や、子ども・若者に対する被害防止と保護に取り組んでいきます。

#### (基本施策③) 困難な状況ごとへの支援

いじめや不登校をはじめとした様々な困難な状況にある子ども・若者へきめ細やかな支援を行い、社会との円滑なつながりが保てるよう取組を推進します。

また、性別や国籍の違い、障害の有無等に関わりなく、お互いに尊重しながら共生できる環境づくりに努めるとともに、自殺予防の対策を講じていきます。

#### (基本施策④) 子ども・若者の被害防止・保護

児童虐待の早期発見・早期対応に努め、社会全体で児童虐待を解消できるよう取り組んでいきます。

また、犯罪に遭った人への支援をするとともに、性犯罪をはじめとした子ども・若者の福祉を害する犯罪への対応に努めます。

### Ⅲ 社会全体で支援する

学校・家庭・地域の連携を進め、家庭教育への支援や健全な社会環境等の一層の充実を図るとともに、すべての子ども・若者が健やかに成長することができる社会づくりに取り組んでいきます。

#### (基本施策⑤) 健全育成に繋がる社会環境づくり

学校、家庭や地域との連携により、家庭や地域の教育力を高めていきます。

また、SNSをはじめとしたインターネットに起因する被害等から子ども・若者を守る機運を高めるとともに、犯罪等がおきにくい地域づくりに努めます。

#### (基本施策⑥) 相談支援の充実と多様な担い手づくり

地域社会の中で脈打つ人々の支援の力を借りながら、地域ぐるみでの困難を有する子ども・若者への支援体制の充実を進めていくとともに、連携ネットワークづくりに努めます。

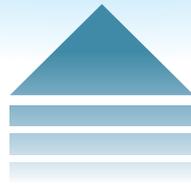
また、地域による健全育成を推進する力を高めるとともに、子ども・若者の社会的自立を支援する地域人材の育成に努め、社会全体ですべての子ども・若者を育成支援する機運を醸成します。

### 3 施策体系

【基本的視点】	【基本施策】	【取組の柱】
<p>I</p> <p>一人ひとりの成長と自立を支援する</p>	<p>①社会的自立に向けた基礎づくり</p>	<p>1 社会生活を円滑に営むことができる力の育成 2 多様な体験活動の推進 3 しなやかな心と健やかな体の育成 4 相談体制の充実</p>
	<p>②職業的・社会的自立の促進</p>	<p>5 職業観や就労意欲の育成 6 就労等支援の充実 7 社会への参画の促進</p>
<p>II</p> <p>困難な状況等に応じて支援する</p>	<p>③困難な状況ごとへの支援</p>	<p>8 いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、高校中退者等への支援 9 子どもの貧困への対応 10 障害のある子ども・若者への支援 11 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 12 特に配慮が必要な子ども・若者への支援</p>
	<p>④子ども・若者の被害防止・保護</p>	<p>13 児童虐待の早期発見・早期対応 14 被害者支援と福祉を害する犯罪への対応</p>
<p>III</p> <p>社会全体で支援する</p>	<p>⑤健全育成に繋がる社会環境づくり</p>	<p>15 家庭や地域の教育力の向上 16 犯罪等の被害に遭いにくい地域づくり</p>
	<p>⑥相談支援の充実と多様な担い手づくり</p>	<p>17 子ども・若者支援協議会の推進 18 地域社会における健全育成の充実 19 成長と自立を支える担い手の養成</p>

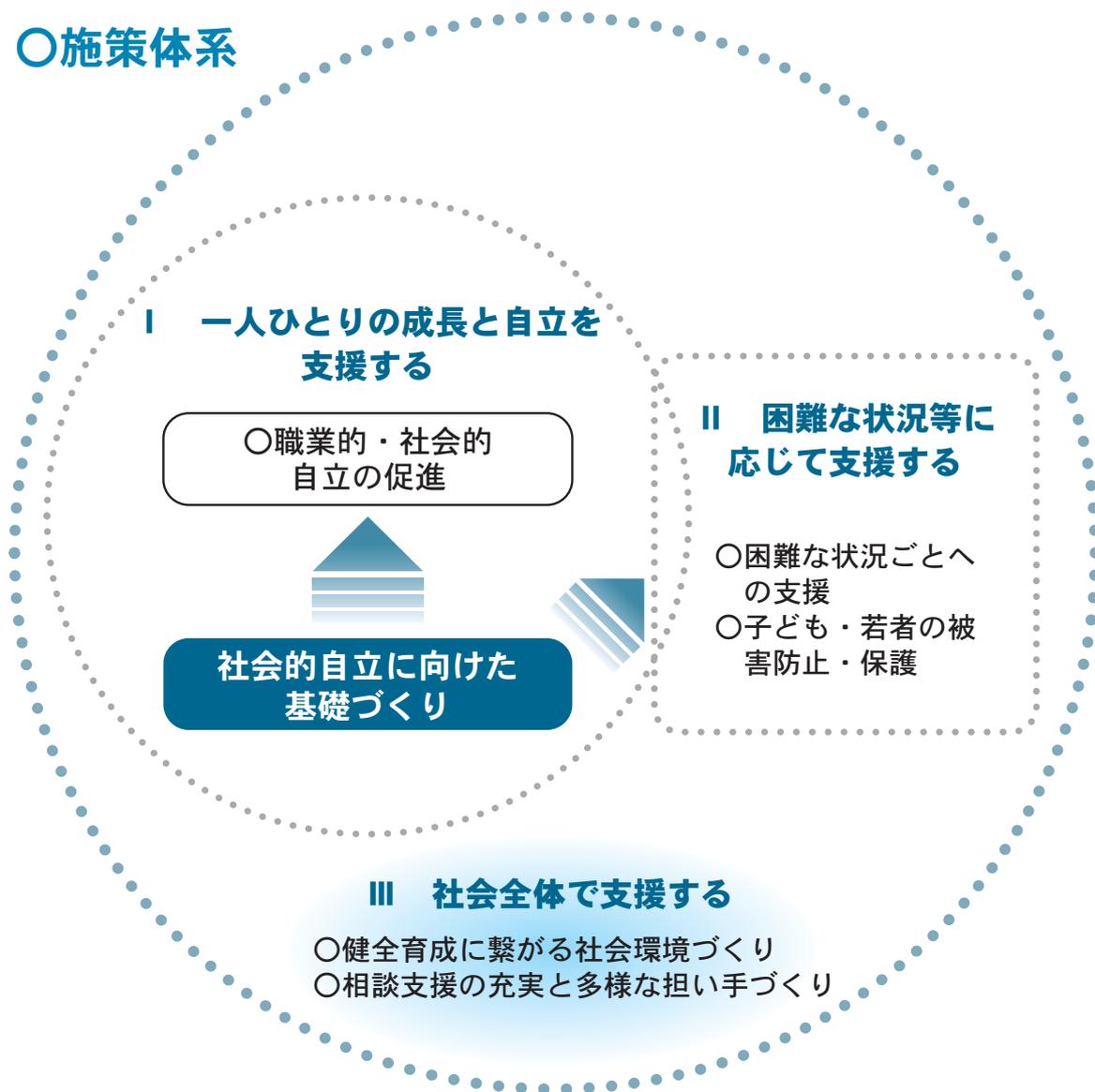
## ○基本目標

困難の有無に左右されず、  
それぞれの個性を活かしながら、  
社会の中で自立・参画・共生できる  
子ども・若者の育成



I、II、IIIの各支援施策の推進により、基本目標の実現に取り組む。

## ○施策体系



## 第4章 計画の推進

子ども・若者育成支援施策を総合的かつ効果的に取り組んでいくため、こども未来部長を長とする「群馬県子ども・若者育成支援推進連絡会議」において、教育、福祉、保健、医療、雇用、県民生活等の関連分野との密接な連携を図り、庁内部局横断的な施策の推進と進捗管理を行っていきます。

また、困難を有する子ども・若者への支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係行政機関及び相談支援機関等により構成する「群馬県子ども・若者支援協議会」（平成25年8月設置）や市町村、NPOをはじめとした民間団体等との情報共有・意見交換等を図りながら、オール群馬による子ども・若者育成支援施策を展開できるように、連携・協力して地域の実情に応じた取組に努めていきます。

さらに、計画を効果的かつ着実に実施していくため、毎年度終了後、各取組の柱の効果や課題等を「群馬県青少年健全育成審議会」において点検・評価し、その結果を広く県民に公表するとともに、次年度以降の施策の取組等や、その後の計画の見直し等に反映させていくなど、社会情勢の変化に的確に対応した施策の推進を図っていきます。

### ■群馬県子ども・若者計画の推進体制

